

第1 1 次鳥獣保護事業計画書

平成24年3月



目 次

第一	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	1
1	基本的な考え方	1
2	鳥獣の区分と保護管理の考え方	1
	(1) 希少鳥獣	1
	(2) 狩猟鳥獣	2
	(3) 外来鳥獣等	3
	(4) 一般鳥獣	3
第二	鳥獣保護事業計画の計画期間	4
第三	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	4
1	鳥獣保護区の指定	4
	(1) 方針	4
	(2) 鳥獣保護区の指定等計画（県指定分）	7
2	特別保護地区の指定	9
	(1) 方針	9
	(2) 特別保護地区指定計画（県指定分）	10
3	休猟区の指定	11
	(1) 方針	11
	(2) 特例休猟区指定計画	12
4	鳥獣保護区の整備等	13
	(1) 方針	13
	(2) 施設計画	13
	(3) 保全事業の実施	13
第四	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	13
1	鳥獣の人工増殖	13
	(1) 方針	13
	(2) 人工増殖計画	14
2	放鳥獣等	14

	(1) 狩猟鳥獣	14
	(2) 外来鳥獣等	14
第五	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	15
1	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可についての考え方	15
	(1) 許可しない場合の基本的な考え方	15
	(2) 許可する場合の基本的な考え方	15
	(3) わなの使用に当たっての許可基準	16
	(4) 許可に当たっての条件の考え方	16
	(5) 許可権限の市町村への事務委譲	16
	(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	16
	(7) 捕獲物又は採取物の処理等	17
	(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	17
	(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	17
2	学術研究を目的とする場合	18
	(1) 学術研究	18
	(2) 捕獲についての許可基準の設定	18
3	有害鳥獣捕獲及び個体数調整を目的とする場合	20
	(1) 捕獲の基本的な考え方	20
	(2) 有害鳥獣捕獲及び個体数調整についての許可基準の設定	20
4	その他特別な事由を目的とする場合	29
	(1) 捕獲の基本的な考え方	29
	(2) 捕獲についての許可基準の設定	29
第六	特定猟具使用禁止区域及び指定猟法禁止区域に関する事項	31
1	特定猟具使用禁止区域の指定	31
	(1) 銃猟に伴う危険を予防するための区域の指定方針	31
	(2) 特定猟具使用禁止区域の指定計画	31
2	指定猟法禁止区域の指定	37
	(1) 指定猟法禁止区域の指定方針	37
	(2) 指定状況	37
第七	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	37

1	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	37
(1)	特定鳥獣保護管理計画の作成	37
(2)	計画の記載項目及び様式	40
(3)	計画の作成及び実行手続	40
(4)	計画の見直し	41
(5)	計画の実行体制の整備	41
2	特定鳥獣保護管理計画に基づく保護管理事業の流れ	42
第八	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	43
1	基本方針	43
2	鳥獣保護対策調査	43
(1)	方針	43
(2)	鳥類生息分布調査	43
(3)	希少鳥獣等保護調査	44
(4)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	44
(5)	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	44
3	狩猟対策調査	44
(1)	方針	44
(2)	狩猟鳥獣生息調査	44
(3)	放鳥効果測定調査	45
(4)	狩猟実態調査	45
4	有害鳥獣等対策調査	46
(1)	方針	46
(2)	調査の概要	46
第九	鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	47
1	鳥獣行政担当職員	47
(1)	方針	47
(2)	設置計画	47
(3)	研修計画	48
2	鳥獣保護員	48
(1)	方針	48

	(2) 設置計画	48
	(3) 年間活動計画	48
	(4) 研修計画	49
3	保護管理の担い手の育成	49
	(1) 方針	49
	(2) 研修等の計画	49
4	取締り	49
	(1) 方針	49
	(2) 年間計画	50
5	必要な財源の確保	51
6	広域的及び地域的な連携	51
	(1) 広域的な連携	51
	(2) 地域的な連携	51
第十	その他	52
1	傷病鳥獣救護	52
	(1) 基本的な考え方	52
	(2) 救護個体の取扱い	53
	(3) 傷病鳥獣救護の体制整備	53
	(4) 感染症対策	53
	(5) 野生復帰	54
2	鳥類の飼養登録	54
	(1) 方針	54
3	販売禁止鳥獣等の販売許可	54
	(1) 許可の考え方	54
	(2) 許可の条件	54
4	安易な餌付けの防止	55
	(1) 方針	55
5	感染症への対応	55
	(1) 基本的な考え方	55
	(2) 方針	55

(3) 狩猟者や県民への情報提供等	55
6 普及啓発	56
(1) 鳥獣の保護管理についての普及等	56
(2) 事業の年間計画	56
(3) 愛鳥週間行事等の計画	56
(4) 野鳥の森等の整備	56
(5) 鳥類保護センター	57
(6) 野生生物保護モデル校の指定	57
7 環境学習の推進	58
(1) 方針	58
(2) 年間計画	58
8 広報活動の実践	59
(1) 方針	59
(2) 年間計画	59
9 法令の普及徹底	59

第一 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

1 基本的な考え方

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、生活環境を保持・改善するうえで欠くことのできない役割を果たすものである。人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことは今後ますます重要となる。

本県においては、生息分布の減少や消滅が進行している種がある一方、生活環境、農林水産業及び生態系に多大なる被害を及ぼしている種もあり、このような種は個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な保護管理が必要となっている。

鳥獣保護事業の実施に当たっては、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において示された生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則等を始めとする同法の趣旨を踏まえる必要がある。また、鳥獣の適切な保護管理の実施や鳥獣保護区等の設置により、平成22年に開催された生物の多様性に関する条約第10回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標である生物多様性の確保や生態系ネットワークの形成を図り、人と鳥獣との共生を目指すものとする。

農林水産業等への被害に対応するためには、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画等との一層の連携や、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）を踏まえた地域レベルでの生物多様性保全活動の推進が必要である。

また、鳥獣の個体数調整の重要な手段の一つである狩猟は、趣味や資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣による被害の未然防止に大きな役割を果たしている。しかし、狩猟者の減少や高齢化が進行し、狩猟者の育成・確保を図ることが急務となっている。一方では、猟具の使用による危険を予防する等の狩猟の適正化を図ることも求められている。

以上の状況を踏まえ、本県の鳥獣保護事業は、関係者間の合意形成を図りながら、種及び地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害防止という鳥獣保護管理の考え方を基本として実施するものとする。

2 鳥獣の区分と保護管理の考え方

（1）希少鳥獣

① 対象種

環境省が作成したレッドリスト（以下「国レッドリスト」という。）において絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣であり、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という。）第7条第5項に基づき定めるものとする。また「レッドデータブックあいち動物編（平成21年度）」に掲載されている県が作成したレッドリスト（以下「県レッドリスト」という。）において絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当するものも希少鳥獣とする（「レッドデータブックあいち動物編」が改訂された場合は、改訂後のレッドリストによるものとする）。

なお、これらの内、県レッドリストのみに掲載されている本県独自の希少鳥獣は、本計画策定時現在では以下のとおりである。

(第1表)

哺乳類	コテングコウモリ、ツキノワグマ、ホンドモモンガ、ヒナコウモリ、カヤネズミ、カワネズミ、アズマモグラ、モモジロコウモリ
鳥類	コノハズク、キバシリ、アカエリカイツブリ、シノリガモ、ヤマセミ、オオアカゲラ、マミジロ、クロサギ、ビロードキンクロ、カワアイサ、タマシギ、イカルチドリ、ウズラシギ、キリアイ、ツルシギ、タカブシギ、オグロシギ、ジュウイチ、アカショウビン、カワガラス、コマドリ、アカハラ、ホオアカ

② 保護管理の考え方

- ・ 個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努める。
- ・ 鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等を行い、種及び地域個体群の存続を図る。
- ・ 希少鳥獣（国が許可権限を持つ鳥獣を除く）は被害防除対策を優先し、人身被害等の特別な事由がない限り原則として捕獲しないものとする。

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

法第2条第3項に基づき「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」（以下「規則」という。）第3条により定められている鳥獣とする。

本県において本計画策定時現在で確認されている狩猟鳥獣は、以下のとおりである。

(第2表)

哺乳類	タヌキ、キツネ、テン、イタチ、チョウセンイタチ、アナグマ、アライグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ノウサギ
鳥類	カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、ウズラ、ヤマドリ、キジ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、コジュケイ

② 保護管理の考え方

- ・ 狩猟実態調査等により生息状況等の把握に努める。
- ・ 関係行政機関等からの情報収集などを通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。
- ・ キジ、ヤマドリ等、狩猟の対象として資源的価値の高い狩猟鳥獣については、必要に応じて休猟区や法第12条に基づく捕獲等の制限などの制度を活用し、持続的な利用が可能となるよう保護管理を図る。
- ・ ハシブトガラス、カワウ等、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣については、狩猟による捕獲等を積極的に活用する。イノシシ、ニホンジカについて特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）を作成し、被害の防止や地域個体群の存続を図る。

- ・鳥獣の保護の見地から重要と認める地域を鳥獣保護区に指定し、保護を図る。
- ・対象となる鳥獣の生息状況等を踏まえ、捕獲等の目的に応じた許可基準に基づき、適切に捕獲等の許可を行う。
- ・国境を越えて我が国に渡来する渡り鳥については、主な採餌地、休息地、繁殖地などを鳥獣保護区及び特別保護地区に指定するなどして、生息地の保護を図る。
- ・ツキノワグマは狩猟鳥獣であるが、希少鳥獣でもあるため、狩猟での捕獲は自粛を促すものとする。また、ツキノワグマ専門家会議を設置し、県や市町村の対応方針を定めると共に、県民へ出没状況や出没予想を提供し注意喚起を図る。
- ・カワウは、中部・近畿地方において生息域が拡大し、漁業被害を発生させている。広域に移動するカワウによる被害を軽減させるために、「中部近畿カワウ広域協議会」を設置し対応を検討している。本県は、この協議会の対応方針に従って、本県のカワウ対策を検討する。
- ・アライグマ、ヌートリアは狩猟鳥獣であるが、外来鳥獣でもあるため、外来鳥獣としての保護管理を実施するものとする。

(3) 外来鳥獣等

① 対象種

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という。）に基づき特定外来生物として指定されている鳥獣とする。

本県において本計画策定時現在で確認されている外来鳥獣は、アライグマ、ヌートリア、ソウシチョウである。

② 管理の考え方

- ・個別の種ごとの調査等により生息状況、農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努める。
- ・農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び捕獲を推進し被害の防止を図る。
- ・外来生物法に基づく防除事業の実施や関係市町村への指導等を必要に応じて行う。

③ 外来鳥獣に準じた取扱いをする鳥獣

外来鳥獣以外にも、本来の生息地以外の地域に人為的に外部から導入され生態系等や農林水産業等に係る被害が生じている鳥獣については、必要に応じ外来鳥獣に準じた保護管理を行う。外来鳥獣とこのような鳥獣を合わせて以下「外来鳥獣等」という。本県では、現在、半島部のイノシシにおいてこのような事例が確認されている。

(4) 一般鳥獣

① 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣以外の鳥獣とする。

② 保護管理の考え方

- ・必要に応じて個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努める。
- ・地域個体群の極端な増加、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、カモシカ、ニホンザルについては特定計画を作成し、種及び地域個体群の長期に亘る安定的な維持を図りつつ、被害の未然防止又は減少を図る。
- ・鳥獣保護区の指定や捕獲等の許可については、狩猟鳥獣と同様に取扱うものとする。

第二 鳥獣保護事業計画の計画期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までとする。

第三 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

本県は、日本列島のほぼ中央に位置する。県北東部の奥三河地方には山地が広がり、西部及び南部は濃尾平野を始めとする平野で占められている。県北東部の山地は中部山岳地帯の南端に位置しており、県内の最高峰は茶臼山(1,415m)である。沿岸部にはくさびのような形で突出した知多・渥美両半島があり、これらにより伊勢湾、三河湾が形成され、湿地や干潟など特徴的な自然を有している。なお、知多・渥美両半島は温暖であるのに対し、奥三河地方は冬に厳しく冷え込む。

このように、本県は地形的にも気候的にも変化に富んだ自然環境を有しており、それぞれに適応して様々な動植物が生息している。また、鳥類にとっては国内の主要な渡りのルートとなっており、水鳥の渡りの中継地、越冬地となっている。こうしたことから本県には、水辺や干潟、身近な鳥獣と触れ合える緑地、中大型哺乳類の生息地となっている森林等、多様な鳥獣が生息するために保護すべき地域が数多く見られる。

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全や環境学習の場の確保等に資するものである。鳥獣保護区の指定及び期間更新に当たっては、人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が必要なことから、地域の実情や(公財)日本野鳥の会が選定した「重要野鳥生息地(IBA)」を考慮し、地元利害関係人等の意向を尊重するとともに、指定の趣旨について十分理解を得たうえで行うことを原則とする。さらに、地域全体の生物多様性の保全に資する観点から偏りのない配置に努めるとともに、自然公園法等他法令でまとめた面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については必要に応じて指定について検討するものとする。また、生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地回廊の保護区の指定について検討するものとする。なお、国指定鳥獣保護区指定計画に定められている地域は国で指定することから、汐川干潟については県で指定しないものとする。

本計画期間内に期間満了となる鳥獣保護区については、引き続き保護を図るため、原則として期間更新を行うものとし、その指定期間は自然環境、社会環境並びに利害関係人等の意向が変化することを考慮し10年間とする。これにより、本計画期間末における鳥獣保護区は、68箇所・26,325ha(この内、1箇所770haは国指定の鳥獣保護区)であり、県土面積の約5%となる。これらを適切に管理運営することにより、鳥獣の保護を図るものとする。

なお、指定等計画箇所以外であっても、地元の意向等鳥獣保護区指定の条件が整った箇所については、本計画期間内に指定するとともに、指定地域に環境の変化が生じた等必要と認められる場合には、随時見直しを行う。

② 指定区分ごとの方針

各保護区は、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」（環境省）の各要件に基づき設定する。

ア 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、「森林鳥獣生息地の保護区」を指定し、地域における生物多様性の確保に資するものである。

本県における「森林鳥獣生息地の保護区」の指定状況は、現時点において20箇所・12,376haとなっている。このうち本計画期間内に期間満了を迎える10箇所・7,621haについては期間更新を行う。

イ 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め該当地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために必要な地域を指定するが、本県では、現時点において「大規模生息地の保護区」の指定要件を満たす地区はない。

ウ 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域を指定する。

本県における「集団渡来地の保護区」の指定状況は、現時点において5箇所・8,224ha（この内、1箇所770haは国指定の保護区）となっている。このうち本計画期間内に期間満了を迎える1箇所・216ha（弥富鳥獣保護区）については期間更新を行う。

エ 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域を指定する。

本県における「集団繁殖地の保護区」の指定状況は、現時点において1箇所・331ha（鶺鴒の山鳥獣保護区）となっており、本計画期間内に期間満了を迎えるため期間更新を行う。

なお、本保護区は、カワウの繁殖地が「鶺鴒の山ウ繁殖地」として天然記念物に指定されている。

オ 希少鳥獣生息地の保護区

希少鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域を「希少鳥獣生息地の保護区」として指定する。

本県における「希少鳥獣生息地の保護区」の指定状況は、現時点において1箇所・160ha（みどり湖鳥獣保護区）であるが、本計画期間内における指定計画はない。

カ 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域を「生息地回廊の保護区」として指定する。本県では、当該鳥獣保護区を現在のところ指定していないが、当該鳥獣保護区の指定目的と同じ趣旨の生態系ネットワークの形成に取り組んでいる。今後は同取り組みと連携し、対象鳥獣や箇所の把握に努める。

キ 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保もしくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい、もしくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境学習の場を確保するために必要と認められる地域を「身近な鳥獣生息地」の保護区として指定する。

本県における「身近な鳥獣生息地の保護区」の指定状況は現時点において41箇所・5,234haとなっており、このうち本計画期間内に期間満了を迎える15箇所・2,454haについては、期間更新を行う。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画 (県指定分)

(第3表)

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既設鳥獣保護区(A)	箇所	本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)	
① 森林鳥獣生息地	箇所	23	20	箇所												
	面積	6,900ha	12,376ha	変動面積	ha							ha				
② 大規模生息地	箇所		—	箇所												
	面積		—	変動面積	ha							ha				
③ 集団渡来地	箇所		4	箇所												
	面積		7,454ha	変動面積	ha							ha				
④ 集団繁殖地	箇所		1	箇所												
	面積		331ha	変動面積	ha							ha				
⑤ 希少鳥獣生息地	箇所		1	箇所												
	面積		160ha	変動面積	ha							ha				
⑥ 生息地回廊	箇所		—	箇所												
	面積		—	変動面積	ha							ha				
⑦ 身近な鳥獣生息地	箇所		41	箇所												
	面積		5,234ha	変動面積	ha							ha				
計	箇所		67	箇所												
	面積		25,555ha	変動面積								ha				

区 分	本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減(注1)	計画終了時の鳥獣保護区(注2)
	24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
①	箇所													20
	面積	ha						ha						12,376
②	箇所													—
	面積	ha						ha						—
③	箇所													4
	面積	ha						ha						7,454
④	箇所													1
	面積	ha						ha						331
⑤	箇所													1
	面積	ha						ha						160
⑥	箇所													—
	面積	ha						ha						—
⑦	箇所													41
	面積	ha						ha						5,234
計	箇所													67
	面積	ha						ha						25,555

注1 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

注2 箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

① 鳥獣保護区の指定計画

本計画では鳥獣保護区を指定しない計画とするが、指定の要望がある場合は、指定を検討するものとする。

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第4表)

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成24年度	身近な鳥獣	和合	期間更新	252ha	0ha	252ha	平成24年11月 1日から 平成34年10月31日まで	引き続き保護 を図るため	
	森林鳥獣	定光寺	期間更新	1,300ha	0ha	1,300ha			
	森林鳥獣	森林公園	期間更新	1,290ha	0ha	1,290ha			
	身近な鳥獣	葦毛	期間更新	158ha	0ha	158ha			
	集団渡来地	弥富	期間更新	216ha	0ha	216ha			
	身近な鳥獣	竹桑田	期間更新	11ha	0ha	11ha			
	身近な鳥獣	藤江小学校	期間更新	16ha	0ha	16ha			
	計	7箇所		3,243ha	0ha	3,243ha			
平成25年度	森林鳥獣	闇苅	期間更新	430ha	0ha	430ha	平成25年11月 1日から 平成35年10月31日まで	引き続き保護 を図るため	
	森林鳥獣	段戸裏谷	期間更新	152ha	0ha	152ha			
	身近な鳥獣	大曾公園	期間更新	89ha	0ha	89ha			
	森林鳥獣	岡崎東部	期間更新	1,110ha	0ha	1,110ha			
	森林鳥獣	大平田	期間更新	218ha	0ha	218ha			
	森林鳥獣	伊勢神高原	期間更新	320ha	0ha	320ha			
	身近な鳥獣	御作小学校	期間更新	18ha	0ha	18ha			
	計	7箇所		2,337ha	0ha	2,337ha			
平成26年度	集団繁殖地	鶺鴒の山	期間更新	331ha	0ha	331ha	平成26年11月 1日から 平成36年10月31日まで	引き続き保護 を図るため	
	身近な鳥獣	額田中学校	期間更新	50ha	0ha	50ha			
	身近な鳥獣	半田	期間更新	560ha	0ha	560ha			
	計	3箇所		941ha	0ha	941ha			

(次ページに続く)

(第4表続き)

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成27年度	森林鳥獣	佐布里池	期間更新	180ha	0ha	180ha	平成27年11月 1日から 平成37年10月31日まで	引き続き保護 を図るため	
	身近な鳥獣	鞍ヶ池	期間更新	470ha	0ha	470ha			
	身近な鳥獣	旭高原	期間更新	78ha	0ha	78ha			
	計	3箇所		728ha	0ha	728ha			
平成28年度	身近な鳥獣	東山公園	期間更新	350ha	0ha	350ha	平成28年11月 1日から 平成38年10月31日まで	引き続き保護 を図るため	
	身近な鳥獣	音羽中学校	期間更新	60ha	0ha	60ha			
	身近な鳥獣	田口小学校	期間更新	7ha	0ha	7ha			
	森林鳥獣	鳳来湖	期間更新	1,600ha	0ha	1,600ha			
	森林鳥獣	県民の森	期間更新	1,021ha	0ha	1,021ha			
	身近な鳥獣	小牧	期間更新	315ha	0ha	315ha			
	身近な鳥獣	小野浦	期間更新	20ha	0ha	20ha			
	計	7箇所		3,373ha	0ha	3,373ha			
合 計	27箇所		10,622ha	0ha	10,622ha				

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の生息環境を保全するうえで、特に重要な地区と認められる場所については、特別保護地区の指定に努める。

本県における「特別保護地区」の指定状況は現時点において4箇所・439haとなっており、このうち本計画期間内に期間満了を迎える2箇所・328haについては、期間更新を行うものとする。なお、特別保護地区の指定期間は、鳥獣保護区の指定期間に一致させるものとする。

(2) 特別保護地区指定計画 (県指定分)

(第5表)

区 分	特別保護地区指定の目標	既設特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区						
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)	
① 森林鳥獣生息地	箇所 面積 363ha	3 363	箇所 変動面積	1 165ha					1 163	2 328		ha				
② 大規模生息地	箇所 面積		箇所 変動面積	ha								ha				
③ 集団渡来地	箇所 面積		箇所 変動面積	ha								ha				
④ 集団繁殖地	箇所 面積		箇所 変動面積	ha								ha				
⑤ 希少鳥獣生息地	箇所 面積		箇所 変動面積	ha								ha				
⑥ 生息地回廊	箇所 面積		箇所 変動面積	ha								ha				
⑦ 身近な鳥獣生息地	箇所 面積		箇所 変動面積	1 76								ha				
計	箇所 面積		箇所 変動面積	1 165ha					1 163	2 328		ha				

区 分	本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)						計画期間中の増△減(注1)	計画終了時の特別保護地区(注2)	
	24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)			
① 箇所 面積							1 165ha					1 163	2 328		3 363
② 箇所 面積							ha								
③ 箇所 面積							ha								
④ 箇所 面積							ha								
⑤ 箇所 面積							ha								
⑥ 箇所 面積							ha								
⑦ 箇所 面積							ha								1 76
計 箇所 面積							1 165ha					1 163	2 328		4 439

注1 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

注2 箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

① 特別保護地区指定内訳

(第6表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備 考
	指 定 区 分	鳥獣保護区名称	面 積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
平成24年度	森林鳥獣生息地	森林公園鳥獣保護区	1,290ha	H24.11.1より H34.10.31まで	165ha	H24.11.1より H34.10.31まで			再指定
計			1箇所		1,290ha		165ha		
平成25年度									
計									
平成26年度									
計									
平成27年度									
計									
平成28年度	森林鳥獣生息地	県民の森鳥獣保護区	1,021ha	H28.11.1より H38.10.31まで	163ha	H28.11.1より H38.10.31まで			再指定
計			1箇所		1,021ha		163ha		
合 計		2箇所	2,311ha		328ha				

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の減少の状況、狩猟者の入り込み、狩猟鳥獣による被害の状況等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある地域に指定するものとする。

休猟区の指定に当たっては、できる限り分布に偏りが無いよう配慮するものとし、1箇所当たりの面積は概ね1,500ha程度を確保するよう努めるとともに、農林水産業関係者及び住民等の理解が得られるよう留意するものとする。

なお、イノシシとニホンジカについては特定計画が作成されており、特定計画対象地域で休猟区を指定する場合は、原則としてイノシシとニホンジカの狩猟を特例として認める「特例休猟区」とする。ただし、近年は鳥獣による農林水産業等への被害が増加していることから、地域の実情を踏まえながら休猟区の指定を検討する。

(2) 特例休猟区指定計画

(第7表)

年 度	特例休猟区指定所在地	特例休猟区名称	指定面積	指定期間	特定鳥獣名	備 考
平成24年度 計		箇所	ha			
平成25年度 計		箇所	ha			
平成26年度 計	豊田市	稲武西部 1箇所	1,500 ha	平成26年11月 1日より 平成29年10月31日まで	イノシシ、 ニホンジカ	
平成27年度 計		箇所	ha			
平成28年度 計		箇所	ha			
合 計		箇所	1,500 ha			

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界を明確にするため標識等を設置するなど、管理のための施設整備を行うものとする。

また、鳥獣の観察に適する「弥富鳥獣保護区」、「昭和の森鳥獣保護区」及び「県民の森鳥獣保護区」においては、野生鳥獣の観察や環境学習の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲で、観察路、観察舎等の利用施設の整備に努めるものとする。

さらに、鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締り等の観点から、鳥獣保護員等による調査、巡視等を行うものとする。

(2) 施設計画

(第8表)

区 分		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		計	
		箇所数	数 量	箇所数	数 量	箇所数	数 量	箇所数	数 量	箇所数	数 量	箇所数	数 量
標識類の 整備	制 札	5	50本	5	50本	5	50本	5	50本	5	50本	25	250本
	標 識	5	30本	5	30本	5	30本	5	30本	5	30本	25	150本
	案内板	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5

(3) 保全事業の実施

① 基本的な考え方

鳥獣保護区指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

② 実施する予定の鳥獣保護区の概要

弥富鳥獣保護区内の弥富野鳥園において、野鳥の生息環境の改善を図るため、野鳥が餌とする実がなる木の植栽を行う。

また、樹林地の一角にあるカワウの集団繁殖地では、樹木の枯損が発生し、カワウの営巣場所が不足しているため、カワウの営巣環境の確保と他鳥類の生息環境の保全を図るものとする。

第四 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とするキジ、ヤマドリについては、人工増殖業者等に下記の点に配慮するよう指導するものとする。

- ① 県内の放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう、計画的な増殖体制を整備すること。
- ② 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図ること。
- ③ 人工増殖に際しては、亜種レベルでの地域個体群間の交雑を防ぐため、導入を図る野生個体は本県に生息する亜種とすること。

(2) 人工増殖計画

(第9表)

年 度	狩 猟 鳥 獣		備 考
	鳥 獣 名	指 導 方 法	
平成24年度～平成28年度	キジ、ヤマドリ	巡回指導 対象：人工増殖業者等	

2 放鳥獣等

(1) 狩猟鳥獣

① 基本的な考え方

鳥類については、放鳥により自然界で繁殖し生息数の増加を図ることを目的とし、人工増殖技術が確立され安定供給が可能なキジを状況に応じ放鳥することとする。なお放鳥に際しては、以後の放鳥効果を高めるために定着状況調査等を実施し、放鳥時期や場所等を検討するものとする。

獣類については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、原則として放獣を行わないよう指導するものとする。

② 放鳥計画

(第10表)

種 名	放鳥の地域	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		計	
		箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)
キ ジ	鳥獣保護区	8	80	8	80	10	100	10	100	10	100	46	460
	休 猟 区	2	20	2	20							4	40
	計	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	50	500
合 計		10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	50	500

注 放鳥用の種鳥は全て購入とする。

(2) 外来鳥獣等

外来鳥獣等については、新たな農林業被害等の発生、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により生態系をかく乱し生物多様性を損なう等のおそれがあるため、放鳥獣を行わないよう指導を徹底するものとする。

県内においては、イノシシの本来生息していない地域に人為的に持ち込まれたイノシシが野生化するといった事例があるが、本来生息していなかった鳥獣を自然界に人為的に導入することは、意図的か否かに関わらず様々な問題を引き起こす可能性があることから、このような行為を行わないよう県として啓発及び指導に努めるものとする。

第五 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可についての考え方

(1) 許可しない場合の基本的な考え方

以下の場合にあっては、原則として許可しないものとする。

- ① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な捕獲を図るものとする。
- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑥ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的な考え方

以下の場合にあっては、法等に則して許可するものとする。

- ① 学術研究を目的とする場合
- ② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「鳥獣害」という。）の防止を目的とする場合（以下「有害鳥獣捕獲」という。）
- ③ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合（以下「個体数調整」という。）
- ④ その他特別な事由を目的とする場合
 - ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
 - イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
 - ウ 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
 - エ 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
 - オ その他鳥獣の保護又は公益に資すると認められる目的

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（ツキノワグマの場合を除く。）

ア くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。ただし、イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする場合は、上記の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

イ とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

② ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量及び見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村への事務委譲

鳥獣捕獲許可の内、有害鳥獣捕獲及び個体数調整を目的とする場合で、狩猟鳥獣及びアオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カラバト（ドバト）、タイワンシログシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マングース及びノヤギについては、市町村へ許可権限を事務委譲している。

ただし、市町村に許可権限を事務委譲した鳥獣においても、捕獲等又は採取等を行う区域が複数の市町村にまたがる場合は、県で許可するものとする。

なお、市町村に対しては、法等に従った適切な業務の施行及び県に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう求めるものとする。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

① 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

② ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、ツキノワグマが脱出可能な脱出口付のはこわなの使用や餌の種類等を工夫する。または、出没場所周辺でのわな設置を控える等の錯誤捕獲を防止するよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）

さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境学習等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマ及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図るうえで必要な資料を得るため、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また、希少鳥獣を錯誤捕獲した場合は、情報を収集するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させる等、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

2 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

学術研究を目的とする捕獲等又は採取等は、当該目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとし、研究の目的及び内容が次の各号のいずれにも該当するものであること。

ア 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

イ 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

ウ 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

エ 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

② 標識調査（環境省足環を装着する場合）

鳥獣行政担当職員又は国もしくは都道府県より委託を受けた者が標識調査のために捕獲又は採取する場合

(2) 捕獲についての許可基準の設定

① 捕獲の実施に当たっての留意事項

捕獲の実施に当たっての留意事項は、第五の1の(6)に準ずるものとする。

② 許可基準

学術研究を目的とする捕獲等又は採取等の許可に当たっては、法等に従うほか、次の基準によるものとする。

(第11表)

目的	許可対象者	鳥獣の種類・数	許可の期間	許可の区域	方法
学術研究	学術研究 理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。	必要最小限。 ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な数(羽、頭、個)とする。	1年以内。	必要最小限の区域とし、原則として特定猟具使用禁止区域(使用が禁止されている猟具を使用する場合)及び規則7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではない。	次に掲げる条件に適合するものであること。 ただし、他に方法がなく、やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。 1 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法でないこと。 2 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 3 捕獲等又は採取等後の措置が、原則として次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 ① 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 ② 個体識別のための指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。 ③ 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。 なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。
	標識調査	国又は都道府県の鳥獣行政事務担当職員若しくは国又は都道府県より委託を受けた者(委託を受けたものから依頼されたものを含む。)	1年以内。	原則として、規則7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、網(かすみ網を除く)、わな又は手捕りとする。

3 有害鳥獣捕獲及び個体数調整を目的とする場合

(1) 捕獲の基本的な考え方

① 有害鳥獣捕獲

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものであり、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、外来鳥獣等については、この限りではない。有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な保護管理を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

有害鳥獣捕獲は、被害が起きた場合に被害の実態や捕獲内容等を申請に基づき審査して許可する「対処捕獲」と、常時捕獲を行い生息数の低下を図る必要があるほど害性が認められる場合において、事前に計画して該当種の捕獲を行う「予察捕獲」に分けるものとする。

なお、本県の予察捕獲対象種等は後述の被害発生予察表のとおりとする。

② 個体数調整

個体数調整は、特定計画に基づき個体数を調整するために実施する捕獲であり、保護管理の適正化を図るため、特定計画の対象地域における特定鳥獣（カモシカ、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ）の捕獲は、原則として個体数調整のための捕獲とする。

(2) 有害鳥獣捕獲及び個体数調整についての許可基準の設定

① 許可の基本的な考え方

本県では、狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）及びニホンザル以外の鳥獣については、鳥獣害が生じることは稀であり、従来の許可実績もごく僅少であることから、有害鳥獣捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討したうえで許可するなど、慎重に取り扱うものとする。

なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

② 許可基準

有害鳥獣捕獲及び個体数調整を目的とする捕獲等又は採取等の許可に当たっては、法等に従うほか、次の基準によるものとする。
(第12表)

許可対象者	鳥獣の種類・数	許可の期間	許可の区域	方法																														
<p>有害鳥獣捕獲(対処捕獲・予察捕獲)</p> <p>1 特別の事由がある者又は、当該捕獲が、被害者又は被害者の愛着を損なうおそれのある者であること、</p> <p>2 当該捕獲が、被害者又は被害者の愛着を損なうおそれのある者であること、</p> <p>3 当該捕獲が、被害者又は被害者の愛着を損なうおそれのある者であること、</p> <p>4 当該捕獲が、被害者又は被害者の愛着を損なうおそれのある者であること、</p>	<p>被害の状況及び有害鳥獣の生息状況等を勘案し、必要最小限とする。捕獲の方法は、捕獲の回数、捕獲の場所、捕獲の時期、捕獲の方法等を勘案し、必要に応じて個別に検討する。</p> <table border="1"> <tr> <th>鳥獣名</th> <th>許可数量</th> </tr> <tr> <td>ハシボソガ</td> <td>50羽以内</td> </tr> <tr> <td>ハシブトガラス</td> <td>50羽以内</td> </tr> <tr> <td>カワラバト(ドバト)</td> <td>50羽以内</td> </tr> <tr> <td>ヒヨドリ</td> <td>100羽以内</td> </tr> <tr> <td>ムクドリ</td> <td>100羽以内</td> </tr> <tr> <td>スズメ</td> <td>200羽以内 (網使用は2,000羽以内)</td> </tr> <tr> <td>カモ類</td> <td>20羽以内</td> </tr> <tr> <td>カワウ</td> <td>50羽以内</td> </tr> <tr> <td>その他鳥類</td> <td>10羽以内</td> </tr> <tr> <td>ハクビシン</td> <td>100頭以内</td> </tr> <tr> <td>モグラ科全種</td> <td>100頭以内</td> </tr> <tr> <td>ネズミ科全種(ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く)</td> <td>100頭以内</td> </tr> <tr> <td>その他獣類</td> <td>3頭以内</td> </tr> <tr> <td>外来鳥獣等(注)</td> <td>生息確認頭数以内</td> </tr> </table> <p>(注)第11次鳥獣保護事業計画 第一二 鳥獣の区分と保護管理の考え方で規定するものとする。</p>	鳥獣名	許可数量	ハシボソガ	50羽以内	ハシブトガラス	50羽以内	カワラバト(ドバト)	50羽以内	ヒヨドリ	100羽以内	ムクドリ	100羽以内	スズメ	200羽以内 (網使用は2,000羽以内)	カモ類	20羽以内	カワウ	50羽以内	その他鳥類	10羽以内	ハクビシン	100頭以内	モグラ科全種	100頭以内	ネズミ科全種(ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く)	100頭以内	その他獣類	3頭以内	外来鳥獣等(注)	生息確認頭数以内	<p>1 時期及び期間は、原則として、被害が生じている期間とし、捕獲の時期は必要に応じて定める。ただし、被害の発生が予想され、場合によっては、捕獲の時期を必要に応じて変更することができる。</p> <p>2 捕獲の方法は、原則として、捕獲の回数、捕獲の場所、捕獲の時期、捕獲の方法等を勘案し、必要に応じて個別に検討する。</p> <p>3 捕獲の方法は、原則として、捕獲の回数、捕獲の場所、捕獲の時期、捕獲の方法等を勘案し、必要に応じて個別に検討する。</p> <p>4 捕獲の方法は、原則として、捕獲の回数、捕獲の場所、捕獲の時期、捕獲の方法等を勘案し、必要に応じて個別に検討する。</p> <p>5 予察捕獲の許可は、鳥獣保護事業に基く。</p>	<p>1 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害の発生地とする。捕獲の区域は、被害の発生地とする。捕獲の区域は、被害の発生地とする。</p> <p>2 捕獲の方法は、原則として、捕獲の回数、捕獲の場所、捕獲の時期、捕獲の方法等を勘案し、必要に応じて個別に検討する。</p> <p>3 捕獲の方法は、原則として、捕獲の回数、捕獲の場所、捕獲の時期、捕獲の方法等を勘案し、必要に応じて個別に検討する。</p> <p>4 捕獲の方法は、原則として、捕獲の回数、捕獲の場所、捕獲の時期、捕獲の方法等を勘案し、必要に応じて個別に検討する。</p> <p>5 予察捕獲の許可は、鳥獣保護事業に基く。</p>	<p>1 捕獲用具は捕獲効果を考慮し最も適切なものであることとする。捕獲方法は原則として認められない。</p> <p>2 捕獲方法は原則として認められない。</p> <p>3 捕獲方法は原則として認められない。</p> <p>4 捕獲方法は原則として認められない。</p> <p>5 捕獲方法は原則として認められない。</p> <p>6 捕獲方法は原則として認められない。</p> <p>7 捕獲方法は原則として認められない。</p> <p>8 捕獲方法は原則として認められない。</p>
鳥獣名	許可数量																																	
ハシボソガ	50羽以内																																	
ハシブトガラス	50羽以内																																	
カワラバト(ドバト)	50羽以内																																	
ヒヨドリ	100羽以内																																	
ムクドリ	100羽以内																																	
スズメ	200羽以内 (網使用は2,000羽以内)																																	
カモ類	20羽以内																																	
カワウ	50羽以内																																	
その他鳥類	10羽以内																																	
ハクビシン	100頭以内																																	
モグラ科全種	100頭以内																																	
ネズミ科全種(ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く)	100頭以内																																	
その他獣類	3頭以内																																	
外来鳥獣等(注)	生息確認頭数以内																																	
個体数調整	有害鳥獣捕獲に準ずる。	特定計画の達成を図るために適切かつ合理的な数。	有害鳥獣捕獲に準ずる。ただし、特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間を考慮する。	有害鳥獣捕獲に準ずる。																														

③ 有害鳥獣捕獲及び個体数調整の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲及び個体数調整の実施に当たっては、第五の1の(6)における留意事項の他、捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。

④ 有害鳥獣捕獲及び個体数調整の適正化のための体制の整備等

有害鳥獣捕獲の実施及び個体数調整の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

ア 捕獲隊の編成

イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊(有害鳥獣捕獲又は個体数調整を目的として編成された隊をいう。以下同じ。)を編成するよう指導するとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊(鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。)と連携を図るよう指導するものとする。その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組に加え、市町村又は農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組を推進するよう指導するものとする。捕獲隊員等の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう指導するものとする。また、捕獲隊において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図るものとする。

なお、当該市町村内で捕獲隊の編成が困難な場合等においては、必要に応じて市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に助言するものとする。

イ 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲及び個体数調整を実施するため、県の関係部局や国の関係機関及び市町村等との連携強化に努めるとともに、関係市町村においても森林管理署、農林水産業団体、地域住民等との連携に努めるよう助言するものとする。

ウ 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の市民への情報普及によりの確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言するものとする。

⑤ 予察捕獲

予察捕獲の許可に当たっては、鳥獣の種類別、月別及び市町村別による被害発生予察表(以下「予察表」という。)に記載された鳥獣に限り行うものとする。許可に当たっては予察捕獲である旨を明記するなど対処捕獲と区別して許可事務を行うものとする。

なお、予察表に係る被害の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

ア 被害発生予察表

過去5年間の被害発生の状況から、鳥獣種、被害農林水産物等、被害発生時期及び被害発生箇所の関係は下表に示すとおりである。

予察捕獲許可対象種のうち、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト（ドバト）については県内のほぼ全域で被害等が発生し、又、アライグマ、ヌートリアについては外来鳥獣であることから根絶を図るため、被害発生予察地域は県内全域とする。

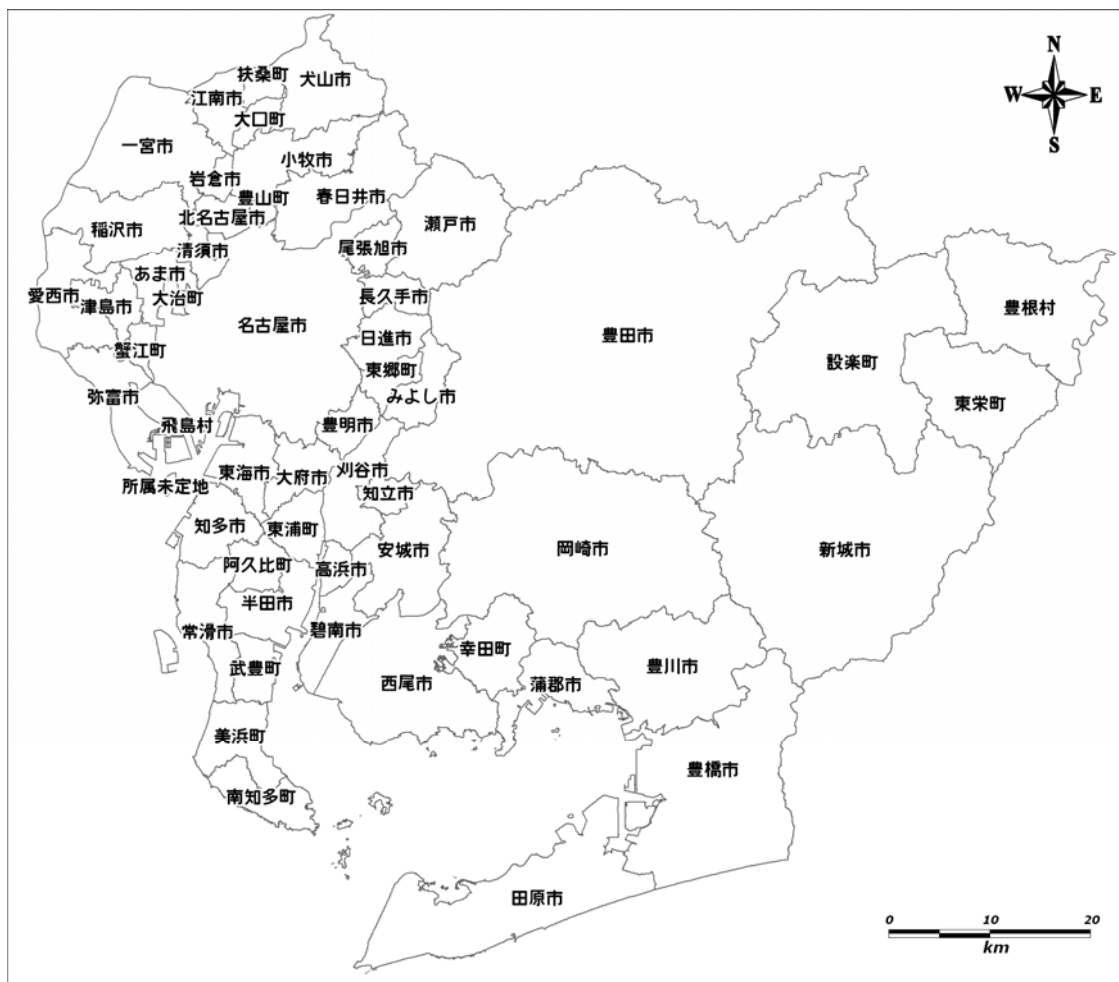
(第13表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期											被害発生地域 (予察捕獲許可対象区域のみを掲載)	鳥獣の区分			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3		
ハシボソガラス ハシブトガラス	稲, 果樹類, 芋類, 豆類, 野菜類, ゴミの散乱	←														県内全域	狩猟鳥獣
カワラバト (ドバト)	稲, 麦類, 果樹類, 豆類, 野菜類, 飼料	←														県内全域	一般鳥獣
ヒヨドリ	稲, 麦類, 野菜, 豆類, 果樹	←														岡崎市, 刈谷市, 豊田市, 西尾市, 犬山市, 小牧市, 知多市, 豊根村	狩猟鳥獣
ムクドリ	稲, 麦類, 野菜, 豆類, 果樹	←														豊橋市, 岡崎市, 碧南市, 刈谷市, 豊田市, 安城市, 西尾市, 小牧市, 東海市	狩猟鳥獣
キジバト	稲, 麦, 豆類, 野菜, 飼料	←														岡崎市, 碧南市, 刈谷市, 豊田市, 安城市, 小牧市, 設楽町, 東栄町, 豊根村	狩猟鳥獣
スズメ	稲, 麦類, 果樹類, 豆類, 野菜類	←														岡崎市, 刈谷市, 豊田市, 小牧市, 新城市, 知多市, 日進市	狩猟鳥獣
カルガモ	水稻, 麦類, 大豆, 野菜	←														刈谷市, 豊田市, 安城市, 西尾市, 弥富市, 飛鳥村	狩猟鳥獣
カワウ	放流魚, 養殖魚	←														豊橋市, 岡崎市, 豊川市, 豊田市, 西尾市, 犬山市, 新城市, 設楽町, 東栄町, 豊根村	狩猟鳥獣
ハクビシン	芋類, 豆類, 果樹類, 野菜類	←														豊橋市, 岡崎市, 豊川市, 豊田市, 安城市, 蒲郡市, 犬山市, 小牧市, 新城市, 日進市, 長久手市, 設楽町, 東栄町, 豊根村	狩猟鳥獣
アライグマ	果樹類, 野菜類, ドッグフード等	←														県内全域	外来鳥獣 狩猟鳥獣
ヌートリア	稲, 果樹類, 豆類, 野菜類	←														県内全域	外来鳥獣 狩猟鳥獣

イ 被害発生予察地図

県内における市町村の区域は第1図のとおりであり、市町村別の予察捕獲許可対象種は第14表、鳥獣種別の予察捕獲許可地域は第2図に示すとおりである。

なお、国指定鳥獣保護区である藤前干潟鳥獣保護区域については、予察捕獲対象地域から除外するものとする。



第1図 愛知県全域図

ウ 市町村別予察捕獲許可対象種

予察表の被害発生地域に該当する市町村において加害鳥獣の予察捕獲ができるものとし、市町村毎の予察捕獲許可対象種は次のとおりである。

(第14表)

市町村名	ハブトガリス	カラバト	ヒヨドリ	ムクドリ	キジバト	スズメ	カルガモ	カワウ	ハクビシン	アライグマ	ヌートリア
	狩猟鳥獣	一般鳥獣	狩猟鳥獣	狩猟鳥獣	狩猟鳥獣	狩猟鳥獣	狩猟鳥獣	狩猟鳥獣	狩猟鳥獣	狩猟鳥獣	狩猟鳥獣
名古屋市	○	○								○	○
豊橋市	○	○		○				○	○	○	○
岡崎市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
一宮市	○	○								○	○
瀬戸市	○	○								○	○
半田市	○	○								○	○
春日井市	○	○								○	○
豊川市	○	○						○	○	○	○
津島市	○	○								○	○
碧南市	○	○		○	○					○	○
刈谷市	○	○	○	○	○	○	○			○	○
豊田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安城市	○	○		○	○		○		○	○	○
西尾市	○	○	○	○			○	○		○	○
蒲郡市	○	○							○	○	○
犬山市	○	○	○					○	○	○	○
常滑市	○	○								○	○
江南市	○	○								○	○
小牧市	○	○	○	○	○	○			○	○	○
稲沢市	○	○								○	○
新城市	○	○				○		○	○	○	○
東海市	○	○		○						○	○
大府市	○	○								○	○
知多市	○	○	○			○				○	○
知立市	○	○								○	○
尾張旭市	○	○								○	○
高浜市	○	○								○	○

(次ページに続く)

(第14表続き)

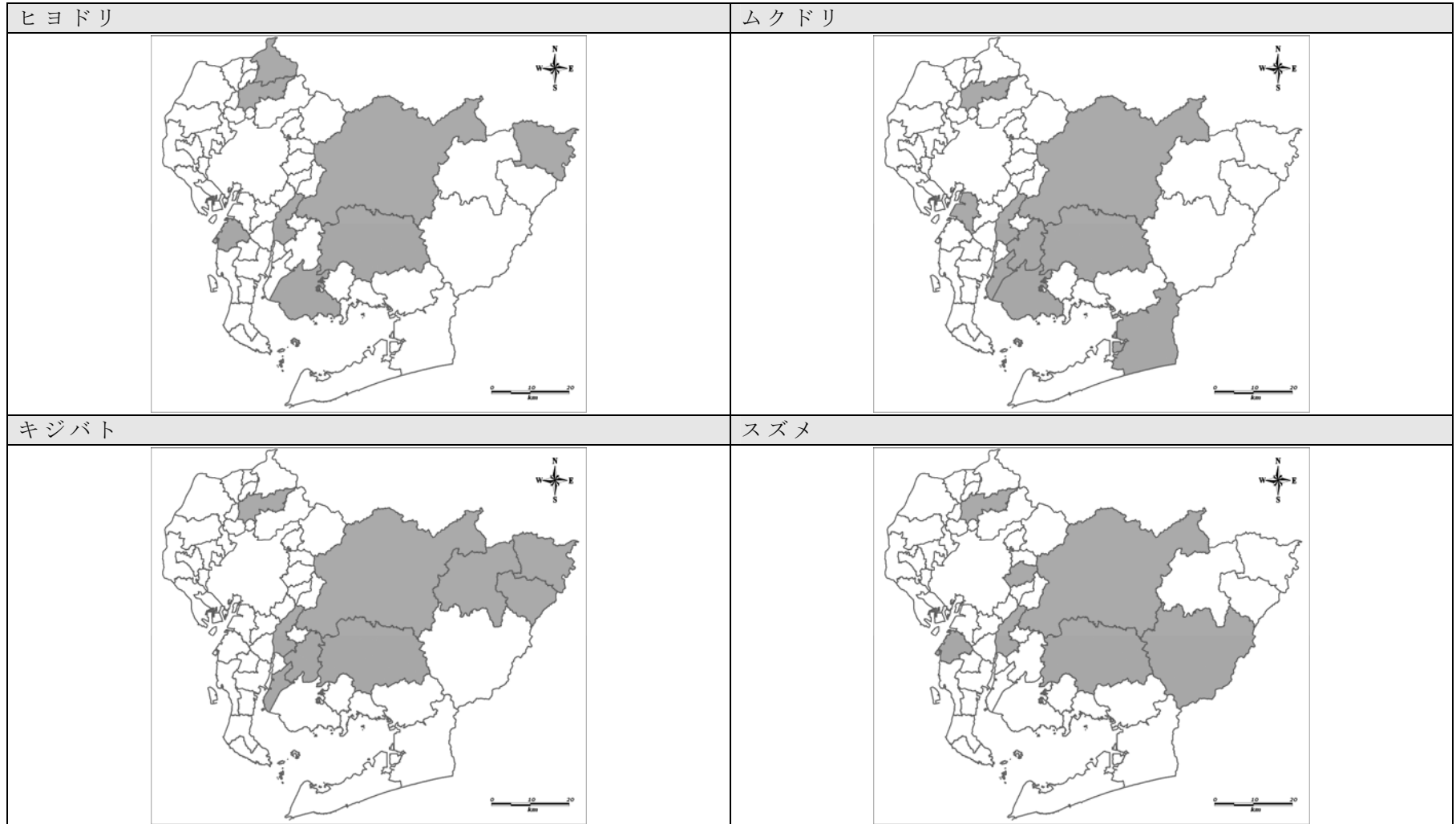
市町村名	ハブトガラス ハブソガラス	カワラバト (ドバト)	ヒヨドリ	ムクドリ	キジバト	スズメ	カルガモ	カワウ	ハクビシン	アライグマ	ヌートリア
	狩猟鳥獣	一般鳥獣	狩猟鳥獣	狩猟鳥獣	狩猟鳥獣	狩猟鳥獣	狩猟鳥獣	狩猟鳥獣	狩猟鳥獣	狩猟鳥獣	狩猟鳥獣
岩倉市	○	○								○	○
豊明市	○	○								○	○
日進市	○	○				○			○	○	○
田原市	○	○								○	○
愛西市	○	○								○	○
清須市	○	○								○	○
北名古屋	○	○								○	○
弥富市	○	○					○			○	○
みよし市	○	○								○	○
あま市	○	○								○	○
長久手市	○	○							○	○	○
東郷町	○	○								○	○
豊山町	○	○								○	○
大口町	○	○								○	○
扶桑町	○	○								○	○
大治町	○	○								○	○
蟹江町	○	○								○	○
飛島村	○	○					○			○	○
阿久比町	○	○								○	○
東浦町	○	○								○	○
南知多町	○	○								○	○
美浜町	○	○								○	○
武豊町	○	○								○	○
幸田町	○	○								○	○
設楽町	○	○			○			○	○	○	○
東栄町	○	○			○			○	○	○	○
豊根村	○	○	○		○			○	○	○	○

エ 鳥獣種別予察捕獲許可対象地域

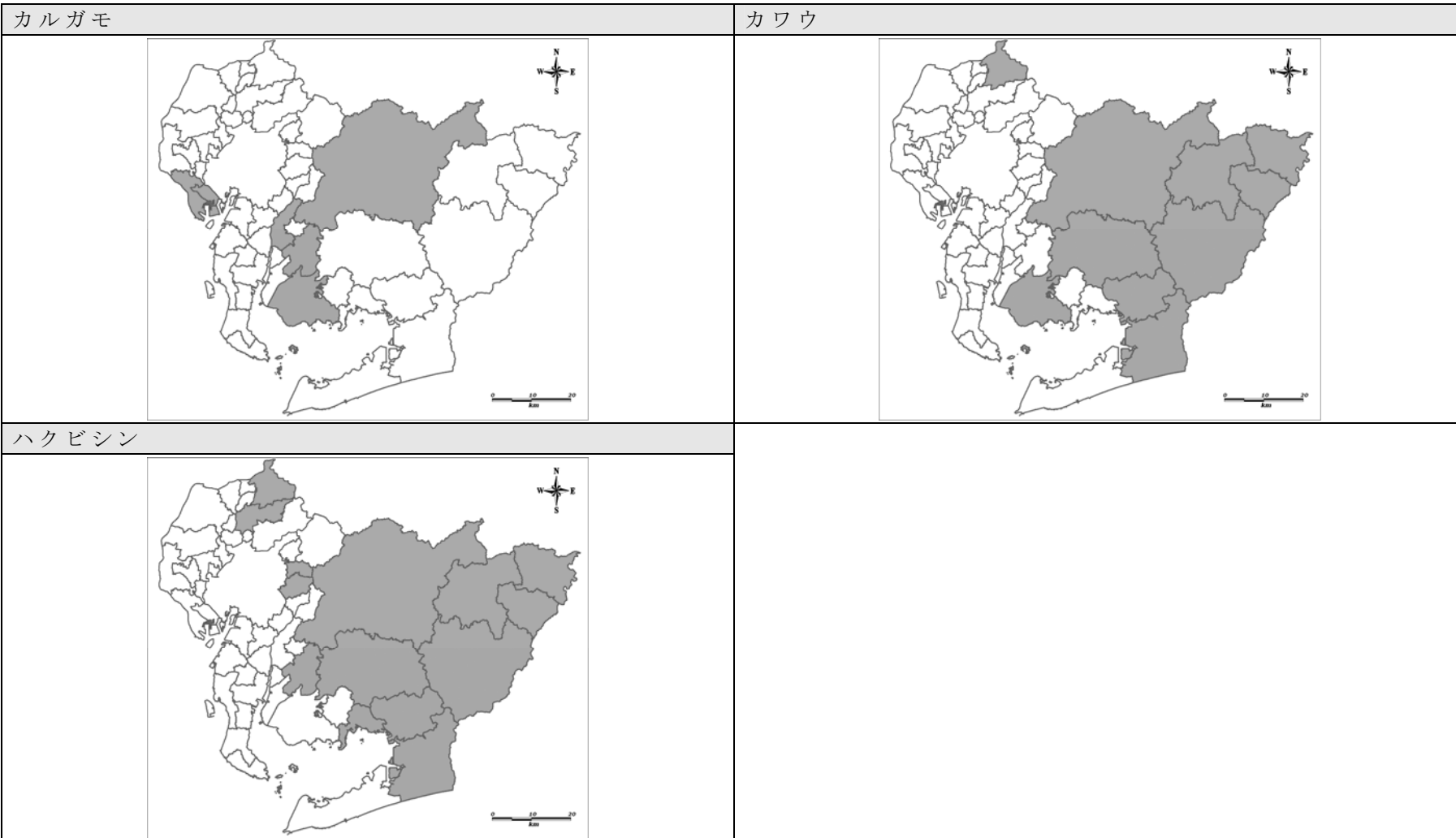
第14表に基づき、主な種の鳥獣種別予察捕獲許可対象地域を表すと次のとおりとなる。

なお、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト（ドバト）、アライグマ、ヌートリアについては県内全域が該当するため省略した。

(第2図)



(次ページに続く)



4 その他特別な事由を目的とする場合

(1) 捕獲の基本的な考え方

① 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合

② 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣保護員、弥富野鳥園職員、その他特に必要と認められる者が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合

③ 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合

④ 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲は認めない。

⑤ 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合

⑥ その他鳥獣の保護又は公益に資すると認められる目的

環境影響評価のための調査等を目的として捕獲等又は採取等をする場合等

(2) 捕獲についての許可基準の設定

① 捕獲の実施に当たっての留意事項

捕獲の実施に当たっての留意事項は、第五の1の(6)に準ずるものとする。

② 許可基準

その他特別の事由の場合の捕獲等又は採取等の許可に当たっては、法等に従うほか、次の基準によるものとする。

(第15表)

目的	許可対象者	鳥獣の種類・数	許可の期間	許可の区域	方法	
その他特別な事由を目的とする場合	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行	地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む）	必要と認められる種類及び員数	1年以内	職務上必要な区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。 ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
	傷病により保護を要する鳥獣の保護	鳥獣保護員、弥富野鳥園職員、その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び員数	1年以内	必要と認められる区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。 ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
	博物館、動物園その他これに類する施設における展示	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類及び員数	6ヶ月以内	原則として、規則7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。 ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
	養殖している鳥類の過度の近親交配することの防止	鳥獣の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限	6ヶ月以内	原則として、規則7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。	わな、網、手捕
	その他特別な事由	鳥獣捕獲の目的に応じて個々の事例毎に判断する。				

なお、環境学習の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした鳥獣捕獲は、学術研究に準じて取り扱うこととする。

第六 特定猟具使用禁止区域及び指定猟法禁止区域に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 銃猟に伴う危険を予防するための区域の指定方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。指定期間は、自然環境及び社会環境等の変化を考慮し原則として10年とする。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域。

② 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地)。

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域。

(2) 特定猟具使用禁止区域の指定計画

本県における「特定猟具使用禁止区域」の指定状況は、現時点において136箇所・215,127haとなっている。このうち本計画期間内に期間満了を迎える84箇所・142,981haについては期間更新を行う。ただし、既設の特定猟具使用禁止区域が国指定鳥獣保護区又は県設鳥獣保護区の指定区域に含まれることとなる場合は、該当する区域を廃止するものとする。

(第16表)

		既指定 特定猟具使 用禁止区域 (A)		本計画期間に指定する 特定猟具使用禁止区域(再指定も含む)					本計画期間に区域拡大する 特定猟具使用禁止区域(銃猟)					
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (B)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
銃 猟	箇所	135	箇所	13	11	19	24	17	84					
	面積	ha 211,827	変 動 面 積	ha 6,922	10,945	49,337	60,426	15,351	142,981					
わ な 猟	箇所	2	箇所											
	面積	ha 7,636	変 動 面 積											
合 計	箇所	136	箇所											
	面積	ha 215,127	変 動 面 積											

		本計画期間に区域減少する 特定猟具使用禁止区域					本計画期間に解除または期間満了となる 特定猟具使用禁止区域					計画期間 中の増減 (減:△) 注1	計画終了時 の特定猟具使 用禁止区域 注2		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (D)	24年度	25年度	26年度	27年度			28年度	計 (E)
銃 猟	箇所							13	11	19	24	17	84	0	135
	面積							ha 6,922	10,945	49,337	60,426	15,351	142,981	0	ha 211,827
わ な 猟	箇所													0	2
	面積													0	ha 7,636
合 計	箇所													0	136
	面積													0	ha 215,127

注1 箇所数については (B)-(E)、面積については (B)+(C)-(D)-(E)。

注2 箇所数については (A)+(B)-(E)、面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)。

なお、銃猟とわな猟が重複する使用禁止区域が1箇所あるため、箇所数の合計は136、面積の合計は215,127haとなる。

① 特定猟具使用禁止区域（銃猟）の指定内訳

(第17表)

年 度	特定猟具使用禁止区域（銃猟）指定所在地	特定猟具使用禁止区域（銃猟）名称	指定面積	指定期間	備 考
平成24年度	幸田町	大草	110 ha	10年	再指定
	豊田市、設楽町	設楽稲武	81 ha	〃	〃
	弥富市、愛西市	海部南部	2,251 ha	〃	〃
	豊田市	勘八	700 ha	〃	〃
	豊田市	矢作ダム	210 ha	〃	〃
	設楽町	段戸	800 ha	〃	〃
	大口町	大口町	1,358 ha	〃	〃
	豊田市	小原中部	41 ha	〃	〃
	豊田市	乙部	459 ha	〃	〃
	新城市	桜淵公園	200 ha	〃	〃
	豊橋市	明海	665 ha	〃	〃
	岡崎市	岡崎福岡	9 ha	〃	〃
	新城市	大野田	38 ha	〃	〃
		計	13箇所	6,922 ha	
平成25年度 (1/2)	豊明市	豊明市	2,236 ha	10年	再指定
	尾張旭市	尾張旭市	1,030 ha	〃	〃
	岡崎市	岡崎	790 ha	〃	〃
	豊橋市	正宗寺	94 ha	〃	〃
	豊橋市、豊川市	豊橋オリエンテering*	540 ha	〃	〃
	知多市	金沢	614 ha	〃	〃
	新城市	新城市豊栄	180 ha	〃	〃
	豊田市	石野	260 ha	〃	〃

(次ページに続く)

(第17表続き)

年 度	特定猟具使用禁止区域（銃猟）指定所在地	特定猟具使用禁止区域（銃猟）名称	指定面積	指定期間	備 考
平成25年度 (2/2)	日進市、東郷町	日進東郷	5,049 ha	10年	再指定
	南知多町	南知多北部	43 ha	〃	〃
	豊橋市	牟呂・吉田方	109 ha	〃	〃
	計	11箇所	10,945 ha		
平成26年度	名古屋市	名古屋	35,490 ha	10年	再指定
	知多市	佐布里	646 ha	〃	〃
	武豊町、美浜町、常滑市	武豊	1,301 ha	〃	〃
	豊田市	矢並地区	23 ha	〃	〃
	豊田市	藤岡南部	460 ha	〃	〃
	岡崎市、幸田町	岡崎幸田	1,240 ha	〃	〃
	西尾市	西尾吉良	1,250 ha	〃	〃
	あま市	甚目寺町	933 ha	〃	〃
	岡崎市	岡崎岩津	920 ha	〃	〃
	豊橋市	牛川・下条	1,110 ha	〃	〃
	江南市	江南市	3,017 ha	〃	〃
	蒲郡市	蒲郡海岸線	1,109 ha	〃	〃
	弥富市	弥富北部	941 ha	〃	〃
	美浜町	布土	54 ha	〃	〃
	西尾市	西尾南部	239 ha	〃	〃
	碧南市	衣浦港外港	47 ha	〃	〃
	新城市	新城保全林	158 ha	〃	〃
	新城市	川田	109 ha	〃	〃
	豊川市	御津海岸線	290 ha	〃	〃
	計	19箇所	49,337 ha		

(次ページに続く)

(第17表続き)

年 度	特定猟具使用禁止区域（銃猟）指定所在地	特定猟具使用禁止区域（銃猟）名称	指定面 指	備 考	年 度
平成27年度	愛西市	愛西市	6,664 ha	10年	再指定
	小牧市	小牧	4,170 ha	〃	〃
	春日井市	春日井	8,446 ha	〃	〃
	犬山市	犬山	6,304 ha	〃	〃
	みよし市	三好町	3,014 ha	〃	〃
	豊山町	豊山町	619 ha	〃	〃
	一宮市	一宮市	11,391 ha	〃	〃
	北名古屋市	北名古屋	1,837 ha	〃	〃
	豊川市	音羽町	2,430 ha	〃	〃
	扶桑町	扶桑町	739 ha	〃	〃
	碧南市、西尾市	西尾碧南	760 ha	〃	〃
	稲沢市	稲沢市	7,930 ha	〃	〃
	岡崎市	大重	210 ha	〃	〃
	豊橋市、田原市	田原	1,190 ha	〃	〃
	田原市	芦ヶ池	172 ha	〃	〃
	あま市	美和町	992 ha	〃	〃
	豊田市	豊田市王滝溪谷	267 ha	〃	〃
	豊田市	浅谷	100 ha	〃	〃
	豊田市	大沼	510 ha	〃	〃
	あま市	七宝町	833 ha	〃	〃
	豊田市	大沼南	26 ha	〃	〃
	清須市	春日町	401 ha	〃	〃
清須市	清須市	1,332 ha	〃	〃	
田原市	田原市神戸町	89 ha	〃	〃	
	計	24箇所	60,426 ha		

(次ページに続く)

(第17表続き)

年 度	特定猟具使用禁止区域（銃猟）指定所在地	特定猟具使用禁止区域（銃猟）名称	指定面 指	備 考	年 度
平成28年度	岡崎市	額田峰	200 ha	10年	再指定
	刈谷市、知立市、豊田市	刈谷豊田	1,200 ha	〃	〃
	知立市、刈谷市、安城市、豊田市	知立	1,940 ha	〃	〃
	刈谷市、安城市、知立市	刈谷	4,067 ha	〃	〃
	蟹江町	蟹江町	1,110 ha	〃	〃
	豊田市	東萩平	152 ha	〃	〃
	豊川市	豊川	4,500 ha	〃	〃
	岡崎市	北山	264 ha	〃	〃
	岡崎市	藤川	620 ha	〃	〃
	豊橋市	豊橋市岩崎	19 ha	〃	〃
	田原市	赤羽根	290 ha	〃	〃
	長久手市	長久手熊張	53 ha	〃	〃
	豊川市	東上	26 ha	〃	〃
	豊田市	藤岡深見	40 ha	〃	〃
	新城市	布里	15 ha	〃	〃
	豊川市	佐脇浜	341 ha	〃	〃
	南知多町	南知多東部	514 ha	〃	〃
	計	17箇所	15,351 ha		
	合 計	84箇所	142,981 ha		

2 指定猟法禁止区域の指定

(1) 指定猟法禁止区域の指定方針

指定猟法禁止区域については、特定の猟法の影響から地域の鳥獣を保護するために必要な区域であって、環境大臣が指定する区域以外について指定するものとする。

鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて鉛製散弾の使用を禁止する区域の指定を行うものとする。

なお、鉛製散弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、特定の猟法の使用を禁止する指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

(2) 指定状況

本県では、鉛散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、水鳥の生息状況及び狩猟者の入り込み状況等を勘案し、次のとおり指定猟法禁止区域が指定されている。

(第18表)

指定猟法の種類	区域名称	面積	存続期間	備考
鉛製散弾の使用	矢作川河口部指定猟法禁止区域 (鉛製散弾を使用する猟法)	7,275ha	平成18年11月1日～	西尾市、碧南市

第七 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

(1) 特定鳥獣保護管理計画の作成

① 計画作成の目的

特定計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

ア 特定鳥獣保護管理連絡協議会

行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、県関係機関（環境部、農林水産部、教育委員会）及び市町村等からなり、特定鳥獣保護管理計画及び同実施計画の作成と実施計画の実行等について協議・調整等を行う組織。

イ 特定鳥獣保護管理検討会

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら保護管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体及び地域の代表者等からなり、特定鳥獣保護管理計画及び同実施計画の作成、実施方法等の検討及び実施した施策の評価等を行う組織。

② 対象鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣及び生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要があると認められるものとする。

なお、本県では現在、個体数が増加及び分布域の拡大により農林業被害が深刻化しているカモシカ、イノシシ、ニホンザル及びニホンジカについて特定計画を策定している。本計画期間内においても、これらの鳥獣についてこれまでに引き続き特定計画を作成し、保護管理を実施するものとする。

③ 計画期間

計画期間は、本計画との整合を図るため、本計画と同じ平成24年度から平成28年度とする。

計画が終期を迎えたときには、計画の達成の程度に関する評価を行い、その結果を踏まえて計画の継続の必要性を検討し、必要な改定を行うものとする。

また、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。

④ 対象区域

特定計画の対象区域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定め、行政界や明確な地形界を区域線とし、第19表のとおりとする。

なお、計画の対象とする地域個体群が、本県の行政界を越えて分布する場合にあっては、本県内における主な分布域を対象区域とするが、計画の作成及び実施に当たっては、関係都道府県間で協議・調整に努めるものとする。

(第19表)

計画作成年度	対象鳥獣	対象区域	計画の期間	備考
平成24年度	カモシカ	豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村	平成24年4月1日～ 平成29年3月31日	
	イノシシ	豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村		
	ニホンザル	豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村		
	ニホンジカ	豊橋市、岡崎市、豊川市、豊田市、新城市、蒲郡市、設楽町、東栄町、豊根村		

⑤ 保護管理の目標

保護管理の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な保護管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。保護管理の目標としては、当該地域個体群の個体数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域の個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して設定するものとする。また、生息環境管理、被害防除対策についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。なお、上記の目標の設定に当たっては、必要に応じて当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定するものとする。

また、設定された目標については、保護管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行うものとする。

⑥ 保護管理事業

計画の目標を達成するための施策として、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる保護管理事業を、県及び市町村等の関係主体が連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとする。なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれの地区別に適切な事業内容を検討して実施するものとする。

また鳥獣被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であるとの考えの下、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生未然防止に努める等、効果的な保護管理事業に取り組むものとする。

⑦ 個体数管理

地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の調整（推進又は抑制）による個体数管理を行うものとする。個体数管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等の考え方を計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、別途、年度ごとの捕獲等を実施計画において明らかにするものとする。併せて、これらの個体数管理を実行する場合に必要なきめ細かな狩猟制限や捕獲許可基準の設定等の措置を講じる。なお、個体数を減少させる個体数管理を行う場合であっても、地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じて捕獲等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。

⑧ 生息環境管理

当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために、その生息状況を踏まえ、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良い環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森林の育成等を実施することにより、生息環境管理の推進を図るものとする。その際には、関係する地域計画等との実施段階での連携を図るものとする。また、特に生息環境として重要な地域については、必要に応じて鳥獣保護区又は鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討するものとする。また、各種土地利用が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するための配慮を求めるものとする。

⑨ 被害防除対策

被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、また、個体数管理や生息環境管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ実施するものとする。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施するものとする。なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図る。

(2) 計画の記載項目及び様式

計画に記載する項目は、次のとおりとする。

- 1 計画策定の背景及び目的
- 2 保護管理すべき鳥獣の種類
- 3 計画の期間
- 4 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
- 5 特定鳥獣の保護管理の目標

(1) 現状 ① 生息環境 ② 生息動向及び捕獲等又は採取等の状況 ③ 被害等及び被害防除状況 ④ その他

(2) 保護管理の目標

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

6 特定鳥獣の数の調整に関する事項

7 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

(1) 生息環境の保護

(2) 生息環境の整備

8 その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項

被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。

(3) 計画の作成及び実行手続

適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び保護管理事業の設定を行うため、次の手順で計画を作成し実行するものとする。

① 関係地方公共団体との協議

県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護管理を関係地方公共団体が連携して実施するため、計画案については、法第7条第7項に基づき計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する県（教育委員会を含む。）と協議するとともに、保護管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る市町村（教育委員会を含む。）と協議するものとする。

② 聴聞手続き等

法第7条第5項の規定に基づき、利害関係人から意見を聴取する場合には計画の内容や地域の事情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の必要な機関や団体、または、被害を受けている地域社会等から聴取するよう留意するものとする。

③ 計画の決定及び公表・報告

計画が決定された後は、速やかに公報等により公表するよう努めるものとするとともに、環境大臣に報告するものとする。

④ 実施計画の作成

市町村は、計画の目標を効果的・効率的に達成するため、検討会・連絡協議会において検討・協議した上で実施計画を作成し、公表するよう努めるものとする。

実施計画が対象とする地域は、計画が作成されている地域のうち、市町村単位とし、計画期間は、単年度とする。実施計画に基づく保護管理の実施主体は、市町村とし、必要に応じて集落単位等でも取り組めるものとする。実施計画には、必要に応じて以下の事項を記載するものとする。

ア 対象鳥獣

特定計画に準ずる。

イ 計画期間

計画期間は、特定計画期間内で、かつ、単年度の計画とする。

ウ 対象区域

実施計画が対象とする区域は、特定計画が作成されている区域のうち、実施計画を作成する市町村の区域とする。

⑤ 実施計画に基づく保護管理の推進

実施計画に基づき、県、市町村等は、計画の効果的な実施に関わる取組を推進するものとする。また、関係する行政機関の鳥獣担当部局、農林水産担当部局等は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体数管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図る等、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等との整合を図り、総合的な取組の推進に向け、連携を図るものとする。

⑥ モニタリング

特定鳥獣の生息動向、生息環境、被害等の程度等についてモニタリングし、計画の進捗状況を点検するとともに、実施計画を作成する場合については、その検討に反映（フィードバック）させるものとする。なお、既存の調査結果等の活用や、同一地域個体群に係る隣接県の連携等、モニタリングの実施に係る効率化に努めることとする。

（４）計画の見直し

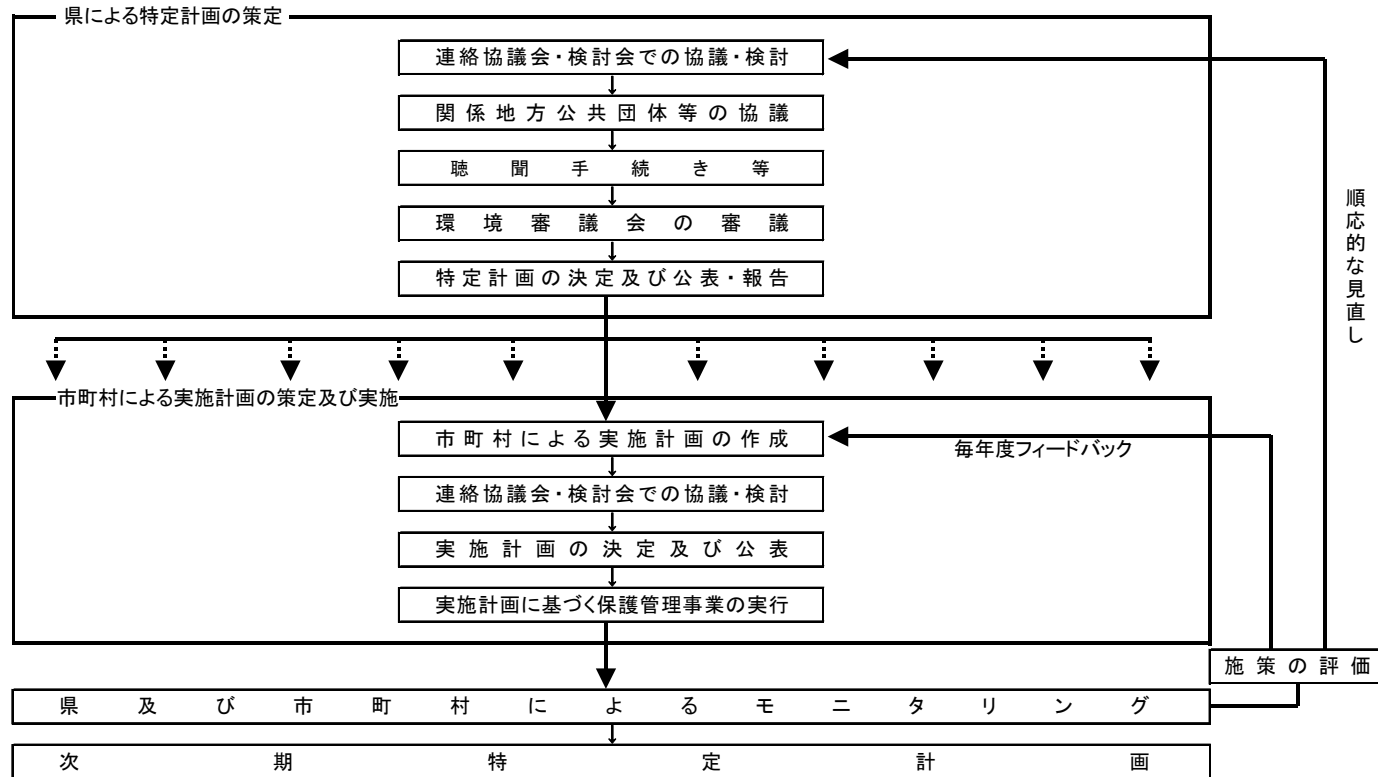
計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果、既存の調査結果等により地域個体群の動向を把握し、設定された目標の達成度や保護管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。

（５）計画の実行体制の整備

保護管理を適切に進めるため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により調査研究、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等を実施し得る体制を整備し、総合的な実施を図るものとする。また、鳥獣の保護管理に精通した人材を育成し、施策の一貫性が確保される体制を整備するよう努めるものとする。この際、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを活用し、効果的・効率的な実施を図るものとする。保護管理を推進していく上で、地域住民の理解や協力は不可欠であることから、生態に関する情報や被害予防についての方策等の普及啓発を促進するものとする。

2 特定鳥獣保護管理計画に基づく保護管理事業の流れ

適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び保護管理事業の設定を行うため、右図の手順で特定計画及び実施計画を作成する。さらに、実施計画に基づく保護管理事業を実行し、毎年度モニタリングにより特定計画及び実施計画の順応的な見直しを行うものとする。



第八 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

鳥獣保護行政を適正に推進するための基礎資料を得るため、研究者や鳥獣保護団体等と連携しつつ、各種生息調査を実施するとともに資料の収集を行い、整理分析を行うものとする。

なお、広域的な鳥獣の保護管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の収集に努めるとともに、迅速かつ効率的に集積し活用するための情報システムの整備及び活用をすすめるものとする。

さらに、各種調査の実施に当たっては、情報を国土標準メッシュを単位として収集することにより、生息分布情報の標準化を図るものとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下の調査を必要に応じ実施するものとする。

調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査及び現地調査等とし、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いるものとする。

調査は継続的に実施するものとし、分布動向の変化を常に把握するよう努めるものとする。

(2) 鳥類生息分布調査

① 調査の概要

県内の山林、里山、水辺、都市周辺等の各環境における鳥類の生息状況を把握するため、設定した22地点において毎月1回ラインセンサス法若しくは定点調査法により調査を実施するものとする。

② 調査結果の取りまとめ

調査結果については、県ホームページに掲載するものとする。

③ 調査計画

(第20表)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備 考
鳥類生息状況調査	調査実施	同左	同左	同左	同左	
調査結果の取りまとめ	前年度の調査結果を県ホームページへ掲載					

(3) 希少鳥獣等保護調査

希少鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の分布、生息数、生息環境、生態等を必要に応じて調査するものとする。

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

① 調査の概要

環境省が毎年1月中旬に実施するガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査に合わせて、県内におけるこれら鳥類の渡来地について、その冬期の生息状況を明らかにするため、種別の生息数を調査するものとする。

② 調査計画

(第21表)

対象地域名	調査年度	調査時期	調査方法・内容	備考
県内の渡来地	平成24年度～平成28年度	1月	渡来地において種別の生息数調査	庄内川河口、弥富野鳥園等

(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

次期計画期間内に、期間更新や新規指定が予定される鳥獣保護区を対象に鳥獣の生息状況、生息環境等の調査を、今計画期間中に実施する。

3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、狩猟鳥獣の生息状況、放鳥効果測定及び狩猟の実態等について調査する。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

① 調査の概要

主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査するものとする。

イノシシ、ニホンジカは、特にその保護管理に留意すべき鳥獣であり、狩猟者から、捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日、捕獲努力量等の捕獲状況の報告を収集すること等により、捕獲等の状況の把握に努めるものとする。

なお、狩猟鳥獣のうち、特に生息数の減少が著しいものについては、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行うものとする。また、捕獲等の対象種の個体群の動態を把握するため、アンケート調査を実施するとともに、栄養状況、年齢構成、食性等を把握するための調査等の実施に努めるものとする。

② 調査計画

(第22表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
狩猟鳥獣	平成24年度 ～ 平成28年度	狩猟者からの捕獲報告により、メッシュ単位の捕獲位置情報、捕獲年月日等の捕獲状況報告を収集する。	
イノシシ ニホンジカ		狩猟者からの出猟カレンダーにより、メッシュ単位の捕獲位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日、捕獲努力量*等の捕獲状況報告を収集する。	※捕獲努力量とは、出猟日数に対する獲物の目撃・捕獲の割合である。
キジ ヤマドリ		狩猟者への聞き取り調査により、生息状況の調査を行う。	

(3) 放鳥効果測定調査

① 調査の概要

放鳥するキジのオスに標識足環等を付して、狩猟者等からの回収報告等をもとに当該地域での定着状況を調査するものとする。
なお、狩猟者へは、狩猟者登録及び狩猟免許更新検査等の機会に、足環の回収報告に対する協力依頼を行うものとする。

② 調査計画

(第23表)

対象種類	調査年度	放鳥数	標識		調査方法	備考
			種類	装着数		
キジ	平成24年度～平成28年度	500羽	足環	175羽	標識足環等の回収により、放鳥年度、放鳥場所等を確認し、その定着状況を確認する。	

(4) 狩猟実態調査

狩猟期間における狩猟者の出猟日数を、狩猟者からの狩猟報告より把握する。また、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、捕獲物の利用状況及び錯誤捕獲等を、必要に応じて調査するものとする。

4 有害鳥獣等対策調査

(1) 方針

鳥獣害等を及ぼす有害鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な有害鳥獣等の生理、生態、個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努めるものとする。また、被害等の発生状況、有害鳥獣等の分布等について調査し、被害対策に役立てるものとする。

なお、被害状況については、地方公共団体等の関係部局の協力を得つつ鳥獣保護員においてもその把握に努めるものとする。

(2) 調査の概要

(第24表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
カモシカ	平成24年度 ～ 平成28年度	被害等の発生状況、分布、密度、生息動向、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境、妊娠率、年齢等について調査及び情報収集を行う。	
イノシシ		被害等の発生状況、分布、密度、生息動向、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境等について調査及び情報収集を行う。	
ニホンザル		被害等の発生状況、分布、密度、生息動向、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境、群れの動向、加害レベル等について調査及び情報収集を行う。	
ニホンジカ		被害等の発生状況、分布、密度、生息動向、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境、妊娠率、植生被害等について調査及び情報収集を行う。	
カワウ		被害等の発生状況、分布、密度、生息動向、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境等について調査及び情報収集を行う。	
ソウシチョウ		在来種に対する生態系被害の発生状況、分布、密度、生態等について調査及び情報収集を行う。	
アライグマ ヌートリア		被害等の発生状況、分布等をアンケート調査する。	

第九 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員の配置は、鳥獣保護事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案して行い、鳥獣保護事業の実施に支障のないようにする。なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修を行い、専門的知識の向上を図るものとする。特に、特定計画の作成、実施等の鳥獣保護管理を担当する職員については、特定計画の作成及び実施に必要な専門的知識について習得を図るとともに、市町村の担当職員の資質向上への支援を図るものとし、その際には国、大学等が提供する研修等の活用を検討するものとする。特に、鳥獣被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっていることから、市町村の担当職員への定期的・計画的な研修又は情報等の提供を行うことにより、鳥獣保護管理に係る専門的知識の向上に努めるものとする。

また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行うものとする。

(2) 設置計画

(第25表)

区分	現況			計画終了時			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁	環境部	自然環境課	1	3	4		業務分担 (本庁) 1 鳥獣保護事業計画等を作成すること 2 鳥獣保護区の指定、特別保護地区の指定、休猟区・特定猟具使用禁止区域を指定すること 3 その他地方機関が実施しない業務 4 地方機関が実施している業務で名古屋市内に関する業務 (地方機関) 1 鳥獣保護事業計画等を実施すること 2 狩猟免許を交付すること 3 狩猟免許更新のための適性検査、講習会を開催すること 4 狩猟免許の取消、効力の停止等を行うこと 5 学術研究、有害鳥獣捕獲及び飼養のための鳥獣捕獲を許可すること 6 鳥獣の飼養登録を実施すること(愛玩飼養を除く) 7 狩猟免許を受けた者等から必要な報告を徴収すること
地方機関	東三河総局	環境保全課		1	1	行政需要、組織再編等 を検討し決定する。	
	新城設楽振興事務所	環境保全課		1	1		
	尾張県民事務所	環境保全課		2	2		
	海部県民センター	環境保全課		1	1		
	知多県民センター	環境保全課		1	1		
	西三河県民事務所	環境保全課		1	1		
		豊田加茂環境保全課		1	1		
計			1	11	12		

(3) 研修計画

(第26表)

名 称	主 催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備 考
鳥獣行政研修(県職員)	県	4月	1回	全県	担当者	愛知県の鳥獣行政と当年度事業	
鳥獣行政研修(市町村職員)	県	4月	1回	全県	担当者	愛知県の鳥獣行政と許可事務等	
野生生物保護研修	国	5月	1回	全国	担当者	鳥獣保護及び司法警察員等	
鳥獣害対策研修	国	適宜	適宜	全国	担当者	鳥獣による農業被害の防除等	

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護員は第10次鳥獣保護事業計画と同数の52名を配置し、事務所毎の配置数は、市町村数、区域面積、鳥獣保護区・休猟区数及び狩猟の実施状況並びに鳥獣保護思想の普及の現況等を勘案して決定するものとする。

(2) 設置計画

(第27表)

基準設置数 (A)	平成23年度末		年度計画						
	人員(B)	充足率(B/A)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	計(C)	充足率(C/A)
52人	52人	100%	±0人	±0人	±0人	±0人	±0人	52人	100%

(3) 年間活動計画

(第28表)

活 動 内 容	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区等の管理	←												→	
違法捕獲の取締り指導	←												→	
狩猟取締りの実施									←				→	
鳥獣保護思想の普及啓発	←												→	
鳥獣に関する調査	←												→	

(4) 研修計画

(第29表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目的	備 考
鳥獣保護員全体研修	自然環境課	6月	1回/年	県内鳥獣保護員	52	職務遂行に必要な知識、技術の修得	
鳥獣保護員地区研修	各県事務所	10月	1回/年	各事務所鳥獣保護員	52	狩猟取締りの留意事項等	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

県内の特に三河地方の中山間地域においては、特定鳥獣等による鳥獣害が多く発生し、鳥獣の保護管理の強化が求められている。保護管理を担う地方自治体職員は異動が多く、鳥獣の保護管理の専門知識を有する者は少ない。また個体数調整の担い手である狩猟者は現在年々減少しており、高齢化も進んでいる。このような状況を踏まえて、地方自治体の関係職員の専門性の向上と狩猟者の育成に努める。

狩猟者の増加を図るため、県としては狩猟免許試験を年2回実施するとともに、(社)愛知県猟友会と協力して狩猟についての広報活動を検討するものとする。また狩猟者への保護管理思想の普及啓発のため、狩猟免許更新検査時に保護管理に関する講習会を実施し、狩猟者に対して保護管理の重要性の周知を図る。

(2) 研修等の計画

(第30表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	内 容・目的	備 考
鳥獣行政担当者研修	愛知県	8～9月	年1回	鳥獣の保護管理について	
狩猟免許試験	愛知県	2月、8月	年2回	狩猟免許試験の実施	休日実施
狩猟免許更新検査	愛知県	7～9月	各狩猟者が3年に1回受講	鳥獣の保護管理について	

4 取締り

(1) 方針

狩猟による事故の防止、鳥獣の違法捕獲、違法飼養等を未然に防止することを目的として、警察当局等と連携・協力するとともに、取締りに際しての情報収集等については、民間団体等との連携を図るなど、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策等を講じるものとする。

また、かすみ網による鳥類の密猟を防止するため、そのおそれのある場所の巡回及びかすみ網の所持・販売の取締りを強化するものとする。

- ① 過去5年間の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めて行うものとする。
- ② 狩猟期間中の鳥獣保護員の巡回を以下の観点から強化するものとする。
 - ア 過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこと。
 - イ 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮するものとする。
- ③ 特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。
- ④ 氏名等の記載が無く違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で領置等の捜査を行うものとする。
- ⑤ 鳥獣の輸出入業者、飼養関係者、加工業者、食品関係者等を対象とし、鳥獣及びその加工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを実施するものとする。
- ⑥ 我が国に生息する鳥類を登録票あるいは標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。
- ⑦ 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備するものとする。
- ⑧ 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、狩猟者団体等の協力を得て、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努めるものとする。
- ⑨ 任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、遺伝的にかく乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努めるものとする。
- ⑩ 警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に一層の連携強化に努めるものとする。

（2）年間計画

（第31表）

事 項	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
無登録飼養の取締り	←												→	
密猟取締り							←				→			
違法狩猟の取締り									←			→		
かすみ網の違法販売の取締り							←					→		

5 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、県においては、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

6 広域的及び地域的な連携

（１）広域的な連携

広域的な保護管理指針や特定計画の作成及び実施計画の推進等に際し、近隣府県との連携を図り進めるものとする。

（２）地域的な連携

鳥獣保護区の指定・整備・保全、有害鳥獣捕獲、特定計画及び実施計画の推進、鳥獣の生息状況調査、鳥獣保護事業の普及啓発、鳥獣保護管理事業に係る人材の育成等、鳥獣保護事業の実施に際し、地域的な連携を図りながら推進するものとする。

第十 その他

1 傷病鳥獣救護

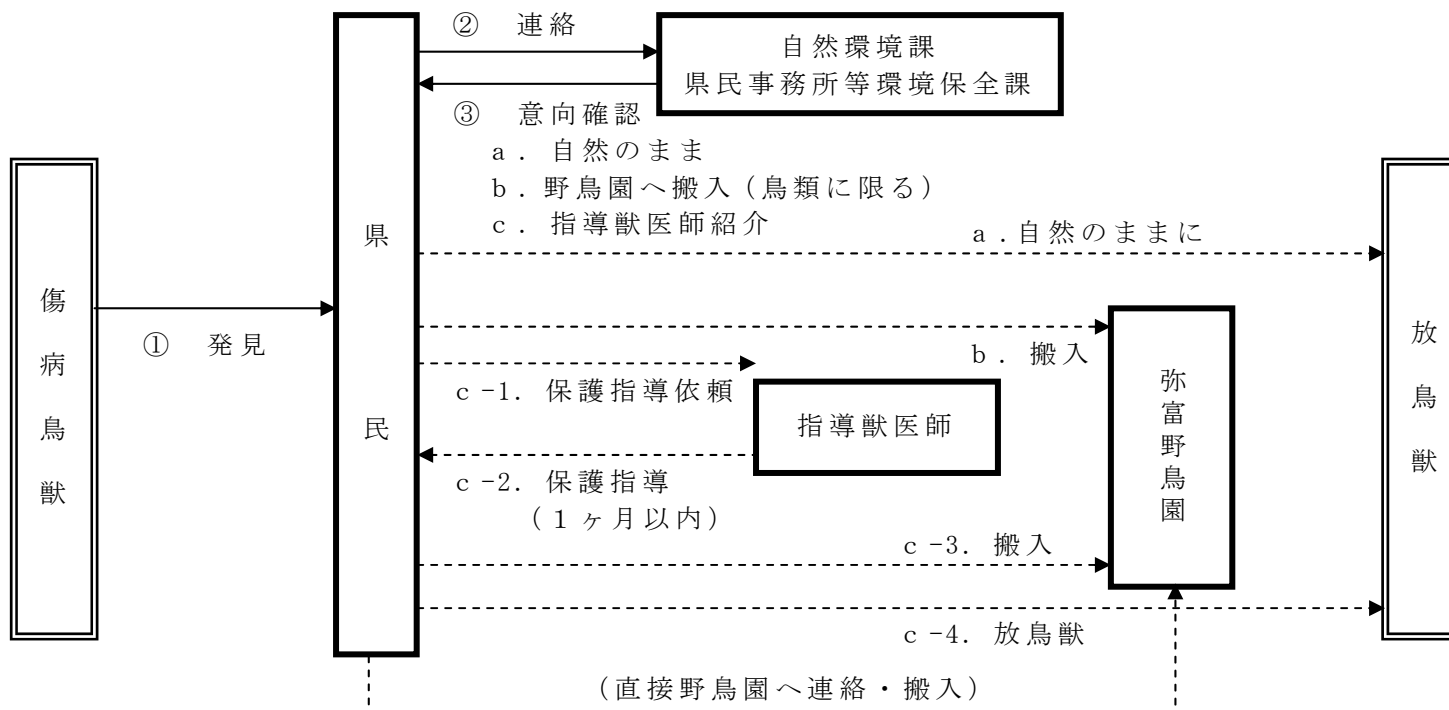
(1) 基本的な考え方

野生の鳥獣は、自然界の中で生きていくことが本来の姿であり、たとえ傷病鳥獣であっても、その原因に違法性の疑いがある場合もしくは種の存続等のため人的な保護対策を講ずる必要がある場合を除き、人が必要以上に関わることなく自然のままにしておくことを原則とする。

ただし、傷病鳥獣を保護した者に自ら対処する意志がある場合は、その意向を確認したうえで、法等の範囲内において、保護指導を受けるため指導獣医師を紹介したり、弥富野鳥園への搬入を依頼するなど、保護した者に対する支援を行うものとする。特に、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に対し周知徹底する。また、傷病鳥獣が希少鳥獣である場合については、積極的に救護するものとする。

なお、獣類については人獣共通感染症の危険性及び加害の可能性等から、極力追払いで対応するよう指導するものとする。

今後は、傷病鳥獣救護に関する県民からの情報を集積し、可能な限り鳥獣の事故防止対策への活用について検討するものとする。



(2) 救護個体の取扱い

救護個体の取扱いは以下のような考え方を基本として対応するものとする。

- ① 収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。
- ② 希少鳥獣については、保護増殖に資するデータを収集するとともに、野生復帰が可能な個体については、治療及びリハビリテーションを行う。野生復帰が不可能な個体については、繁殖、研究若しくは教育のための活用又は終生飼養の検討を行う。これらの対処が困難な場合には、専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。(ただし、種の保存法に該当するものは除く。)
- ③ 特定外来生物に該当する鳥獣については、原則として、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるものとする。ただし、外来生物法による手続を経た上で終生飼養が可能な場合は、この限りではない。
- ④ 野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣については、地域の状況に応じて、収容、治療、リハビリテーション、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等の取扱いに関するガイドラインの作成を検討する。

(3) 傷病鳥獣救護の体制整備

県民自ら対処する場合の応援体制等を以下のような考え方で整備するものとする。

- ① 弥富野鳥園を中心として、市町村、獣医師(団体)、動物園及び自然保護団体等と連携しながら、救護活動に対するネットワーク体制の充実を図り、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努める。
- ② 終生飼養及びリハビリテーション等、傷病鳥獣救護に携わるボランティア制度を検討する。
- ③ 油汚染事件など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、関係団体やボランティアの活動拠点の確保及び関係者間の連絡網の整備を図るとともに、海鳥の生育状況について可能な範囲で情報収集する。
- ④ 法の対象となる海棲哺乳類の救護が必要な場合に備えて、水族館等と連携しながら、救護活動に対するネットワーク体制の整備に努める。

(4) 感染症対策

弥富野鳥園に搬入した救護個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、狂犬病予防法等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。

なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

(5) 野生復帰

野生復帰は以下のような考え方を基本として対応するものとする。

- ① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。
- ② 発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的にかく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- ③ 必要に応じ感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

2 鳥類の飼養登録

(1) 方針

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

愛玩飼養を目的とした飼養登録については、権限を市町村に事務委譲しており、飼養適正化のために次の事項を指導するものとする。

- ① 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- ② 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- ③ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。
- ④ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等、不正な飼養が行われないようにすること。また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

3 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- ① 販売の目的が法第24条第1項及び規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

なお、名古屋市及び豊橋市についてはヤマドリ及びその卵の販売に係る許可権限を事務委譲しており、許可の考え方及び許可の条件について適正となるよう指導するものとする。

4 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努めるとともに、ポスター、パンフレット、ホームページ等により普及啓発を積極的に推進するものとする。その際には、以下の点について留意するものとする。

- ① 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。
- ② 観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分な配慮を行うものとする。
- ③ 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

5 感染症への対応

(1) 基本的な考え方

野生鳥獣が感染又は伝播し得る感染症については、希少鳥獣を始めとした鳥獣への影響に加え、人又は家畜への感染のおそれ等による社会的・経済的影響も大きいことから、環境部は、健康福祉部（公衆衛生、動物愛護管理等）、農林水産部（家畜衛生等）と連携し、鳥獣における発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査又は感染防止対策等を実施するものとする。

また、環境部は鳥獣に関する専門的な知見をもって、県民及び地域住民に対して、野生鳥獣が感染し、人、家畜等に伝播する可能性のある感染症についての適切な理解を促し、社会的不安の発生を予防するとともに、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政の担当部局に野鳥の生態等に関する情報を提供することにより、人における感染症の発生予防に資するものとする。

(2) 方針

野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、関係機関との連絡体制を整備しておくものとする。

- ① 高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、農林水産部等と連携しつつ適切な調査に努める。
また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努めるものとする。
- ② その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。

(3) 狩猟者や県民への情報提供等

高病原性鳥インフルエンザに限らず人獣共通感染症や鳥獣との接し方等の情報提供は、県広報、ポスター、パンフレット、ホームページ等により、狩猟者や県民に対し周知徹底に努めるものとする。

6 普及啓発

(1) 鳥獣の保護管理についての普及等

弥富野鳥園における探鳥会を始めとする各種行事及び野生生物保護実績発表大会の開催、また、野生生物の保護に努めている野生生物保護モデル校の指導、自然観察指導員の育成指導を行うとともに自然保護団体等との連携を深めるなど、野生生物の保護思想の普及啓発に努めるものとする。

なお、市町村の鳥獣に関する普及啓発を行っている施設とネットワークを形成する。

(2) 事業の年間計画

(第32表)

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
弥富野鳥園における各種行事	←												→	探鳥会、バードカービング教室、野鳥写真展等
野生生物保護実績発表大会					↔									
野生生物保護モデル校の指導	←												→	
自然観察指導員の育成指導	←												→	

(3) 愛鳥週間行事等の計画

弥富野鳥園での探鳥会並びに野生生物保護実績発表大会を継続的に実施する。

(第33表)

実施内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
探鳥会	弥富野鳥園	同 左	同 左	同 左	同 左
野生生物保護実績発表大会	開催地(刈谷市)	同 左	同 左	同 左	同 左

(4) 野鳥の森等の整備

探鳥会の開催等により県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得することができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等を整備するよう努めるものとする。

① 観察地の概要

(第34表)

名称	施設の所在地	面積	施設の規模・構造の概要	施設の内容	利用の方針	備考
弥富野鳥園	弥富市 上野町	公有地 35.65ha	本館 550㎡ 保護地 32.73ha 樹林地、芝地・草原、池（深池、浅池）、干潟水路、その他 小公園 2.92ha	本館内の施設 展示室 149㎡ 資料室 23㎡ 展望室 35㎡ 会議室 40㎡ 傷病鳥保護舎 37㎡	県民の野鳥に親しむ場所として、探鳥会などに利用し、鳥獣保護思想の普及啓発の拠点とする。	
昭和の森	豊田市 西中山町	公有地 76.3ha	山林 76.0ha 池 0.3ha	観察路 515m		
県民の森	新城市 門谷字鳳来寺	公有地 6.0ha	山林 6.0ha	解説板 1基 食餌植物 1,300本		

(5) 鳥類保護センター

傷病鳥の保護及び野鳥観察等を通し鳥類保護思想の普及啓発を行うとともに、野生鳥類の生息地を保全し、調査研究や保護管理の拠点とするため、引き続き弥富野鳥園を鳥類保護センターに位置づけ、設置目的達成のため施設の充実に努めるものとする。

(第35表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考 (整備計画)
弥富野鳥園	昭和50年度	弥富市 上野町	公有地 35.65ha	本館 550㎡ 保護地 樹林地 9.19ha 芝地・草原 6.83ha 池 9.94ha その他 0.70ha 小公園 2.92ha	本館内の施設 展示室 149㎡ 資料室 23㎡ 展望室 35㎡ 会議室 40㎡ 傷病鳥保護舎 37㎡	小中学校が、環境学習の場として利用しやすくするとともに、野鳥の観察を通した鳥類保護思想の普及啓発の拠点とする。	多様な鳥類が生息できるよう、環境整備を行う。

(6) 野生生物保護モデル校の指定

野生生物の保護活動を積極的に取り組んでいる小中学校を「野生生物保護モデル校」に指定し、指導等を実施するものとする。その指導に当たっては、保護活動に役立つ情報を積極的に提供するとともに、自然保護団体や自然観察指導員等の協力を得ながら行うものとする。

なお、野生生物保護モデル校の指定の趣旨に合致する学校については、指定計画に係わらず、随時追加指定を行うこととする。

① 指定期間

3年とする。ただし再指定を妨げない。

② 指定計画

(第36表)

区 分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			備 考
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	
小学校	31	2	33	33		33	33		33	33		33	33		33	指定期間：3年 更新 平成24、27年度
中学校	12	1	13	13		13	13		13	13		13	13		13	
計	43	3	46	46		46	46		46	46		46	46		46	

7 環境学習の推進

(1) 方針

本県では、「愛知県環境学習基本方針」（平成17年1月）を策定し、県民一人ひとりが、環境保全を理解し、自ら環境に配慮しながら、環境問題に取り組む能力を身につけるために必要な環境学習を推進している。「出あい、気づきあう」「学びあう」「活かしあう」「つながりあう」という4つの段階を経て発展していく環境学習を推進することによって、環境問題に自発的に取り組むことのできる能力を身につけていくための様々な施策を展開している。

こうした取組みの一環として、生物多様性の保全、鳥獣の適切な保護管理、狩猟の役割等に関連する環境学習の機会を創出し、情報を提供していくものとする。

環境学習の場としては、弥富野鳥園、愛・地球博記念公園内のもりの学舎（まなびや）、あいち海上の森センター、県東大手庁舎内のあいち環境学習プラザ等、既存の環境学習の拠点を活用するとともに、インターネット上で鳥獣保護区等の環境学習に適した場所の情報を提供するなど情報発信に努めるものとする。

(2) 年間計画

(第37表)

実 施 内 容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
鳥獣関連の環境学習ページの作成	公 開	同 左	同 左	同 左	同 左
あいちエコカレッジネット等とのリンクの作成	実 施	同 左	同 左	同 左	同 左
環境学習副読本の作成・配布	実 施	同 左	同 左	同 左	同 左
環境学習講座の実施	適宜実施	同 左	同 左	同 左	同 左
自然観察会（探鳥会）の実施	継続実施	同 左	同 左	同 左	同 左

8 広報活動の実践

(1) 方針

広報活動は、鳥獣保護管理事業に対する認識度・理解度の向上、各種関連事業の実施に対する理解や協力等を得るために必要不可欠であり、鳥獣保護管理事業の円滑な推進に資する重要な取組みとして位置づけられる。

そのため、本県においては、第九の1から7に示した取組み以外にも、第38表に示す広報活動を展開していくものとする。

(2) 年間計画

(第38表)

実施内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
広報誌を通じた情報発信	適宜実施	同 左	同 左	同 左	同 左
狩猟免許更新時における広報	継続実施	同 左	同 左	同 左	同 左
鳥獣保護区の概要説明	公開	同 左	同 左	同 左	同 左
愛知県内の希少野生動植物 レッドデータブック(植物編、動物編)	継続実施	同 左	同 左	同 左	同 左
弥富野鳥園					
里山生態系保全の考え方					
沿岸域生態系保全の考え方					
奥山生態系の考え方					
傷ついた鳥やヒナを見つけた方へ					
鳥獣保護区等位置図					
人とツキノワグマの共生に向けて	随時情報提供	同 左	同 左	同 左	同 左
愛知県ツキノワグマ出没情報					
第11次鳥獣保護事業計画書	公開	同 左	同 左	同 左	同 左
特定鳥獣保護管理計画及びその進捗状況	企画・制作・公開	同 左	同 左	同 左	同 左
県内の鳥獣捕獲数	公開	同 左	同 左	同 左	同 左

9 法令の普及徹底

鳥獣に関する法令のうち、鳥獣捕獲許可、愛玩飼養登録、狩猟制度等、特に県民に関係ある事項あるいは法改正により追加、変更された事項については、県広報、ポスター、パンフレット、ホームページ等により、県民に対し周知徹底に努めるものとする。

第 11 次鳥獣保護事業計画書

平成 24 年 3 月

愛知県環境部自然環境課

名古屋市中区三の丸 3 - 1 - 2

電話 052-961-2111 内線 3066, 3067

環境部のホームページ「あいちの環境」

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>